

平成 17 年 度

事 業 報 告 書

【第 2 期】

自 平成17年 4月 1 日

至 平成18年 3月 31 日

国立大学法人 お茶の水女子大学

目 次

「国立大学法人お茶の水女子大学の概要」

1. 目標	1
2. 業務	1
3. 事務所等の所在地	4
4. 資本金の状況	4
5. 役員の状況	4
6. 職員の状況	4
7. 学部等の構成	4
8. 学生の状況	5
9. 設立の根拠となる法律名	5
10. 主務大臣	5
11. 沿革	5
12. 経営協議会、教育研究評議会	5

「事業の実施状況」

．大学の教育研究等の質の向上

1. 教育に関する実施状況

(1) 教育の成果に関する実施状況	7
(2) 教育の内容等に関する実施状況	10
(3) 教育の実施体制等に関する実施状況	14
(4) 学生への支援に関する実施状況	15

2. 研究に関する実施状況

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する実施状況	19
(2) 研究実施体制等の整備に関する実施状況	21

3. その他の実施状況

(1) 社会との連携、国際交流等に関する実施状況	25
(2) 附属学校に関する実施状況	28

．業務運営の改善及び効率化

1. 運営体制の改善に関する実施状況	29
2. 教育研究組織の見直しに関する実施状況	30
3. 人事の適正化に関する実施状況	31
4. 事務等の効率化・合理化に関する実施状況	34

．財務内容の改善

1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する実施状況	37
2. 経費の抑制に関する実施状況	39
3. 資産の運用管理の改善に関する実施状況	40

．自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供

1. 評価の充実に関する実施状況	40
2. 情報公開等の推進に関する実施状況	41

．その他業務運営に関する重要事項

1. 施設設備の整備等に関する目標	42
2. 安全管理に関する実施状況	44

． 予算（人件費見積もりも含む。） 収支計画及び資金計画	
1． 予算	47
2． 人件費	48
3． 収支計画	48
4． 資金計画	49
． 短期借入金の限度額	49
． 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画	49
． 余剰金の使途	49
． その他	
1． 施設・設備に関する状況	50
2． 人事に関する状況	50
． 関連会社及び関連公益法人等	
1． 特定関連会社	53
2． 関連会社	53
3． 関連公益法人	53

国立大学法人お茶の水女子大学事業報告書

「国立大学法人お茶の水女子大学の概要」

1. 目標

大学の基本的な目標

お茶の水女子大学は、学ぶ意欲のあるすべての女性にとって、真摯な夢の実現される場として存在する。

1. 本学のミッション

すべての女性とその年齢・国籍等にかかわらず、個々人の尊厳と権利を保障され、自由に己の資質能力を開発し、知的欲求の促すままに自己自身の学びを深化させることを支援する。

2. 女子高等教育の継承と発展

128年に及ぶ女子高等教育の蓄積を活かして、女子大学としての制度設計を選択し、伝統に基づく知的・教育的遺産を継承するとともに、その再構築を試みつつ、豊かな見識と専門的知性を備えた指導的女性・女性研究者の育成を志向する。

3. 研究の拠点化と新たな教養教育の構築

研究レベルの高度化をはたし、COE研究拠点を構築するとともに、その研究を踏まえた専門教育を充実させる。学際的大学院人間文化研究科と学士課程の有機的連携による、「教養知と専門知」「学芸知と実践知」「自己探究力と自己プレゼンテーション力」の統合に努力し、新たな教養教育を構築する。

4. 社会貢献と国際交流

常に時代と社会の要請に応え得る優れた女性指導者・研究者を育成し、男女共同参画社会の実現に寄与する。また、国際的視野に立って世界各地の大学と交流し、とりわけアジアその他の途上国女子教育の充実強化に協力し、女性の地位と知的能力の向上によって、平和な安定した社会の樹立に貢献する。

5. 生涯にわたる教育と研究支援

女性特有のライフスタイルに即応した教育研究の在り方を開発して、その成果を社会に還元することで、女性の生涯、延いてはすべての人の生き方に関わるモデルの提供源となる。

2. 業務

お茶の水女子大学は、学ぶ意欲のあるすべての女性にとって、真摯な夢の実現の場として存在する。本学のこの最重要理念を実現するために、平成17年度は新学長のリーダーシップのもとで、女性リーダーの育成、教員研究発表会をもとにした戦略的資源配分による研究の活性化、外部資金の獲得による経営の安定などの方針のもとに運営を行った。

1. 運営のイノベーション

- (1) 学長を中心した役員会における企画・運営案を策定する意志決定システムを構築した。それに基づき大学の運営を実行・進展させた。
- (2) 学部教授会、大学院前期専攻会議・後期専攻会議を1日に集中させ会議時間の節約をはかった。
- (3) 学長が教授会の冒頭でテレビ会議システムを用いて大学運営についての意志を早く正確に全教職員に伝達した。また、全ての教員が直接学長に質問できるシステムとし、双方向の議論を行った。
- (4) 国立大学法人法に基づく教育研究評議会の審議に重きを置くため、従来の「部局長会議」を「部局長連絡会」に改め、部局の意見聴取と連絡調整の場に特化した。
- (5) 学長の戦略目的に関わる特命、諮問に迅速に応え、複数の機構・室にまたがる問題について企画立案と連絡調整にあたる「企画経営統括本部」を設計した。(平成18年4月より設置。)
- (6) 本学の運営の安定化・高度化・個性化にむけて室体制を再編・連携強化した。
[重点項目] 外部資金・寄付金獲得。広報、社会連携の強化。
- (7) 国立大学と私立大学で互いに運営手法を学びあうため、本学と日本女子大学の間で職員の相互派遣制度の協定を締結し、平成18年度から実施することとした。

2. 経営のイノベーション

- (1) 経営安定のための学生確保
全ての学部、学科、研究科、課程で定員を充足している。一般入試の倍率も前期日程3.91倍、後期日程10.18倍と、前年度より上昇した。

- (2) 経営協議会の実質化
報告事項や議事内容を外部委員に事前に伝えた結果、会議が実質的な審議の場として機能し、経営的な視点による提言が増え、本学の経営に反映させた。
- (3) 業務監査機能の充実
監事による各機構・各室の業務についての中間業務監査を実施した。さらに、学長と監事の懇談会を月に一度開催し、提言を受けて企業経営の視点を運営に取り入れることができた。
内部監査を充実させるために、平成18年度から監査室の体制を強化することとした。
- (4) 運営資金獲得に向けての取り組み
外部資金のうち、競争的資金を獲得するため学長のリーダーシップのもと、全学的に取り組んで大きな成果をあげた。外部資金獲得に対するインセンティブ枠を新設することにより、科研費等の獲得額が増加し、今年度獲得した外部資金は240件、958,240千円となった。
多様な寄付金を統合し、重要な経営戦略として位置付けた。遺言による寄附等の受け皿となる大学基金を設立、寄附金獲得のシステムを整備し、寄付金を獲得した。
- (5) 財務シュミレーションに基づく経済運営方針の策定
財務シュミレーションに基づき全学的視野から経済運営方針を策定し実行した。
資源の有効活用のため、人事院勧告を参考に、給与制度改革に対応するための基本的な組織構造を構築し、給与制度（役員給与規程・職員給与規程）と退職手当制度を見直した。
人事評価システムを整備し、勤務実績の評価を給与に反映する制度を設計した。
- (6) 戦略的資源配分の実施
教員公募は各部局からの提案を受けて学長、役員会の議を経て配置を決定。学長名で公募。部局からの候補者の推薦に基づき、教育研究評議会において投票により決定することとした。
学長による戦略的・競争的な予算配分として、教員研究発表会に基づき教員へ研究助成金を配分した。この制度により質量分析機などの大型機器を購入した。その他、創立130周年記念事業等への学長裁量経費を配分した。
全学施設の有効活用のためのグランドデザインを設定し、施設スペースを学長の下に集約し、全学的視野からのスペースの有効活用を可能にした。外部資金獲得による事業拠点のスペースを集中させるとともに時限付の配分とした。
- (7) 支出抑制策
事業経費の抑制：事業の効率・効果的運用を行うことにより全体的に前年度予算以下に効率化した。
一般管理費・事務経費の節約に全学で取り組んだ。
大型機器導入に当たって新古品を購入した。
- (8) 評価・広報
教員活動状況データベースを作成し、その評価結果を平成18年度から給与に反映させることとした。
大学ホームページを充実させ、機能性が評価され大学ホームページランキングトップ11位に入った。
- (9) その他
国立大学法人評価委員会の指摘を受けて災害・防犯・防火・地震・安否確認からなる「危機管理マニュアル」を作成した。さらに学内での防災訓練を実施した。地域との防災への相互協力協定を締結することで合意し、地域の避難所運営訓練に大学から積極的に参加した。
「安全衛生管理チェックシート」を作成し全学で衛生環境の点検を定期的実施した。
附属保育所の利用状況を踏まえて、同窓生やその関係者、並びに旧職員に開放することにより、育児支援に貢献した。
3. 教育研究の高度化と個性化の推進
本学は、創立以来130年間に培った女子高等教育の伝統に基づく知的・教育的資産の継承・発展に向けて豊かな見識と専門性を備えた女性研究者・女性リーダーを育成している。
- (1) 男女共同参画社会実現のモデルとしての役割の達成
平成17年度における役職数に占める女性の教員数は、学長1(1)、理事・副学長5(3)、部局長5(2)、評議員11(2)、附属校園長4(1)、附属校園教頭4(3)、合計30名中女性は12名。(女性の数を括弧内に示す。)

教員（講師以上）のうち女性教員の割合は40.4%であり、年々増加している。
採用人事における公募制導入により学位・業績・能力等が同等の場合は女性採用を優先するという原則を継続している。平成17年度における新規採用者の女性教員の割合は70.5%である。

(2) 女性研究者・女性リーダーの育成

女性の若手研究者の育成と常勤職へのキャリアパスを促すため、平成19年度からの改正学校教育法施行を視座に据えて、順次助手ポストを廃止。任期付き年俸制の研究フェローに切り替えた。「魅力ある大学院教育」イニシアティブに「＜対話と深化＞の次世代女性リーダーの育成」と「生命情報学を使いこなせる女性人材の育成」が採択され分野を特化した女性人材の育成を開始した。後期中等教育からの女性人材の育成のため「高大連携カリキュラム」を開発し実施した。卓越した女性リーダーを顕彰し、かつ学生・院生に女性のロールモデルを提示するため、世界的に顕著な業績をあげた女性研究者や女性リーダーに名誉博士号を授与した。平成17年度は神田道子氏に授与した。

(3) 女性のライフコースに対応した教育機能の充実

すべての女性が年齢・国籍などにかかわらず、自己実現と学びの深化を可能にするため、入試制度の多様化・弾力化をはかった。大学院人間文化研究科では社会人や留学生を積極的に受け入れた。寄附講座「チャイルドケア アンド エデュケーション専攻」では現職保育者の研修講座を開講した。育児休業を取らない教員（女性2名・男性2名）には業務負担を軽減し非常勤講師を措置した。

(4) 学習支援制度の設計と実施

「成績優秀者奨学金」の授与：入学試験の成績優秀者上位20名に特別奨学金を授与した。
「育児支援奨学金」の授与：女性の生涯学習の実現に向けて学内保育所「いずみナーサリー」に子どもを預けて研究に従事している院生に保育料半額に相当する「育児支援奨学金」を2名に授与した。

(5) 研究拠点・教育拠点の構築による特色化・個性化

21世紀COEプログラム「誕生から死までの人間発達科学」と「ジェンダー研究のフロンティア」の院生の国際学会での発表件数が飛躍的に増大し、学位取得者が増え大学教員への採用も増加した。教員養成GP「科学コミュニケーション能力をもつ教員養成」の拠点を構築し、現職教員の再教育とサイエンスリテラシー向上に大きく寄与した。「魅力ある大学院教育」イニシアティブ：「＜対話と深化＞の次世代女性リーダーの育成」と「生命情報学を使いこなせる女性人材の育成」の拠点を構築し、プロジェクトに着手し、成果をあげている。教育研究経費の教育推進事業「幼保の連携を見通した教育カリキュラムの開発」、「リスク社会のコミュニケーション力」、「女性リーダー育成」の拠点を構築し、プロジェクトに着手した。

(6) 教育研究の充実と高度化

研究と教育の推進のため大学院人間文化研究科を大学院人間文化創成科学研究科として部局化することを決定し、組織体制を構築し、人員配置やカリキュラムを整備した。ジョイントディグリー制への取り組み；昨年のドイツの大学に続き、フランスの大学との間で2名ディグリーを取得させた。大学院前期課程ライフサイエンス専攻に設置された「特設遺伝カウンセリングコース」（科学技術振興調整費）を後期課程人間環境科学専攻に接続させ、一期生が後期課程に進学した。総合的・学際的大学院人間文化研究科と学士課程を有機的に連携させるために、領域横断的なテーマを核とした教養教育「コアクラスター」、理論と実践の融合をはかる「インターンシップ制」を推進した。国際協力を担う人材育成のための文理融合型教育組織「グローバル文化学環」の運営を開始し、副専攻制の導入に着手した。学長が自ら「教員研究発表会」を開催し、年間74名の教員の発表を自ら聞き、本学の知的財産を把握した。

(7) 国際化・国際交流・国際協力の推進

国際水準の研究教育拠点事業の推進；COEの2拠点、比較日本学研究センター、子ども発達教育研究センター、および開発途上国女子教育協力センターそれぞれにおいて研究プロジェクトの成果を発表するための国際シンポジウムを開催した。海外の大学間協定校の充実：米国のヴァッサー大学との協定が合意に達し平成18年度初頭には男子学生を含む学生が研修を行う。男子学生を受け入れるための宿舎を整備した。アジアでは北京外

国語大学との協定を締結した。

国際協力事業<女性教育協力>の推進：第2期五女子大学コンソーシアムの契約を締結し、アフガニスタンの女性教員に対する第2フェーズの研修を行った。

国際協力事業<乳幼児保育協力>の推進：本学の幼児教育の成果を用いて、附属校やJICAと連携してモンゴルやベトナムの保育者研修を実施した。マレーシアとはテレビ会議システムを用いた研修を実施した。

アフガニスタンからの留学生が修士号を取得した。

4. 社会貢献

(1) 知的財産の活用

国際特許を含め、特許申請が増加した。

(2) 審議会等の委員

政府審議会委員等(科学技術・学術審議会専門委員会など)の委員として本学の教員44名(19.5%)が専門的知識を活かして社会に貢献した。

3. 事務所等の所在地

東京都文京区大塚2丁目1番1号

4. 資本金の状況

80,784,595,316円(全額 政府出資)

5. 役員の状況

役員の定数は、国立大学法人第10条により、学長1人、理事4人、監事2人、任期は国立大学法人法大15条の規定及び国立大学法人お茶の水女子大学規定の定めるところによる。

役職	氏名	就任年月日	主な経歴
学長	郷 通子	平成17年4月1日 ～平成21年3月31日	平成元年4月 名古屋大学教授 平成15年4月 長浜バイオ大学教授 平成17年4月 お茶の水女子大学学長
理事	和田 昭允	平成17年4月1日 ～平成19年3月31日	東京大学名誉教授 理化学研究所ゲノム科学総合研究センター特別顧問 横浜こども館館長(非常勤)
	内田 伸子	平成17年4月1日 ～平成19年3月31日	平成2年10月 お茶の水女子大学文教育学部教授 平成16年4月 お茶の水女子大学文教育学部長 平成17年4月 お茶の水女子大学副学長
	久保田 紀久枝	平成17年4月1日 ～平成19年3月31日	平成11年4月 お茶の水女子大学生活科学部教授 平成17年4月 お茶の水女子大学副学長
	柴田 文明	平成17年4月1日 ～平成19年3月31日	昭和62年2月 お茶の水女子大学理学部教授 平成16年4月 お茶の水女子大学理学部長 平成17年4月 お茶の水女子大学副学長
監事	桐村 晋次	平成16年4月1日 ～平成18年3月31日	古河電気工業株式会社顧問 法政大学教授
	山田 勝重	平成16年4月1日 ～平成18年3月31日	弁護士(山田法律特許事務所所長) 東京農工大学客員教授

6. 職員の状況

教員 553人(うち常勤 327人、非常勤 226人)

職員 210人(うち常勤 105人、非常勤 105人)

7. 学部等の構成

学 部：文教育学部、理学部、生活科学部
研究科：大学院人間文化研究科
附属学校園：附属小学校、附属中学校、附属高等学校、附属幼稚園

8. 学生の状況

総学生数	3,460人
学部学生	2,184人
博士前期課程	571人
博士後期課程	526人
聴講生・選科生・研究生等	179人
附属小学校児童数	729人
附属中学校生徒数	398人
附属高等学校生徒数	363人
附属幼稚園幼児数	178人

9. 設立の根拠となる法律名

国立大学法人法

10. 主務大臣

文部科学大臣

11. 沿革

本学は、明治8年、御茶ノ水（現文京区湯島）の地に東京女子師範学校が創立されたことに始まる。以来130年にわたり、わが国最初の女子高等教育機関として、社会の各界各層に活躍する多くの人材を輩出してきた。また戦前より、近隣諸国の女性を受け入れ、優秀な研究者や教育者として育成し送り返してきた。

大正12年の関東大震災後、昭和7年に現在の文京区大塚に移転、昭和24年に戦後の学制改革によりお茶の水女子大学が発足、文教育学部、理学部、家政学部の3学部をもつ新制の女子総合大学となった。その後、大学院の整備・充実と学内共同教育研究施設を設置し、学部教育・研究の充実を進め、平成4年には家政学部を生活科学部に改組するなど、たゆみない発展と進歩を遂げた。

平成9年には大学院の大きな改革を行った。これは、大学院修士課程と独立していた博士課程を統合し、学際的な専攻組織をもつ博士前期課程（修士）と博士後期課程（博士）に改組し、総合的な大学院人間文化研究科に発展させることをねらったものであった。この新しい大学院人間文化研究科の発足により、女性のライフサイクルに配慮した柔軟な教育研究体制が今まで以上に整備された。

本学の最大の特色は、言うまでもなく、国立の女子大学であるという点である。高等教育を享受し、また研究を行う上で、わが国をはじめ多くの国々や地域で、依然として女性はさまざまな苦勞を強いられている。本学は、年齢や経歴、国籍や所属などにとらわれることなく、内外の意欲的な女性を今後ともひろく受け入れ支援していく。

12. 経営協議会・教育研究評議会

経営協議会（国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関）

氏名	現職
郷 通子	学長

内田 伸子	学内理事
久保田 紀久枝	学内理事
柴田 文明	学内理事
羽入 佐和子	副学長兼附属図書館長
白川 耕市	事務局長
平野 由紀子	大学院人間文化研究科長
足立 直樹	凸版印刷株式会社代表取締役社長
阿部 幸子	なし
池田 守男	株式会社資生堂代表取締役会長
生駒 俊明	株式会社産業再生機構監査役・日立金属株式会社取締役監査委員
江澤 雄一	学校法人東洋学園理事長
北村 節子	株式会社読売新聞東京本社調査研究本部主任研究員
關 昭太郎	学校法人早稲田大学理事

教育研究評議会（国立大学法人の教育研究に関する重要事項を審議する機関）

氏名	現職
郷 通子	学長
内田 伸子	学内理事
久保田 紀久枝	学内理事
柴田 文明	学内理事
羽入 佐和子	副学長
白川 耕市	評議員(事務局長)
耳塚 寛明	文教育学部長
真島 秀行	理学部長
戒能 民江	生活科学部長
平野 由紀子	大学院人間文化研究科長
米田 俊彦	附属学校部長
耳塚 寛明	文教育学部評議員(総合評価室長)
塚田 和美	理学部評議員(教育推進室長)
脊山 洋右	生活科学部評議員(学生支援室長)
窪添 慶文	大学院人間文化研究科評議員(総務室)
御船 美智子	評議員(財務室長)
益田 祐一	評議員(入試推進室長)
小風 秀雅	評議員(国際交流室長)
平岡 公一	評議員(研究推進室長)
會川 義寛	評議員(情報推進室長)
篠塚 英子	評議員(社会連携・広報推進室長)
菅本 晶夫	評議員(女性支援室長)

「事業の実施状況」

・大学の教育研究等の質の向上

1. 教育に関する実施状況

(1) 教育の成果に関する実施状況

中期目標	<p>教育の成果に関する全学的な目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. カリキュラム・プログラムの改善による基礎学力、問題発見能力、問題解決能力等の向上を図る。 2. 学士課程と大学院課程との連携教育の実施による専門学力の向上と進学意欲の上昇を図る。 3. 女性のライフスタイルに即した教育課程・方法の開発に基づく就学環境を改善する。 4. 社会人のキャリア・アップを支援する。 5. アフガニスタン等開発途上国の女子教育・女性研究者支援を充実させる。
------	--

中期計画	年度計画	計画の進行状況
<p>学士課程教育の目標達成のための具体的な措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 少人数ゼミの充実徹底を図り、学生個々人の問題発見能力・論理的思考力・自己表現力・コミュニケーション能力等、知的基礎能力を身につけた女性を養成する。 	<p>学士課程教育の目標達成のための具体的な措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 少人数ゼミの充実徹底を図り、学生個々人の問題発見能力・論理的思考力・自己表現力・コミュニケーション能力等、知的基礎能力を身につけた女性を養成する。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 少人数ゼミを30以上開講する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 新入生を対象にした少人数ゼミである基礎ゼミⅠ、Ⅱを開講した。基礎ゼミⅠは26クラス開講し、新入生514名中425名が受講した。基礎ゼミⅡは5クラス開講し、24名が受講した。
<ol style="list-style-type: none"> 2. コアクラスター制度を充実させ、副専攻制度に発展させることを検討し、専門領域以外での視点を獲得させ、知識・見識の養成を図る。 	<ol style="list-style-type: none"> 2. コアクラスター制度を充実させ、副専攻制度に発展させることを検討し、専門領域以外での視点を獲得させ、知識・見識の養成を図る。 <ol style="list-style-type: none"> 1) コアクラスターを5コース以上開設する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 「コアクラスター」を今年度は5コース開設した。履修者数は、ジェンダーコース321名、総合環境学コース247名、コミュニティ・ボランティアコース269名、サイエンティフィック・リテラシーコース1,398名、グローバル文化学コース953名の計5コース、延べ3,188名であった。
	<ol style="list-style-type: none"> 2) コアクラスターを発展させた、グローバル文化学環において副専攻制を実施する。 	<ol style="list-style-type: none"> 2) 今年度より文教育学部にグローバル文化学環を設置し、基礎科目である1年次向けのグローバル文化学総論などの授業を開講した。次年度から、グローバル文化学コースに進学する学生に対する教育を行い、合わせて副専攻として履修する学生に対する教育も実施する。
<ol style="list-style-type: none"> 3. TOEICの導入、クラスの少人数化と海外語学研修等により、英語の総合的コミュニケーション能力の養成を図る。 	<ol style="list-style-type: none"> 3. TOEICの導入、クラスの少人数化と海外語学研修等により、英語の総合的コミュニケーション能力の養成を図る。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 1年次生ほぼ全員が、TOEIC試験を入学時及び年度末の2回、受験することを目指す。 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 平成17年4月9日にTOEIC試験(TOEIC IPテスト)を学内で実施し、新入生514名中、512名(99.6%)が受験した。平成18年2月13日には今年度第2回TOEIC試験を実施実施し、1年次生448名(87%)が受験した。また、平成16年度第1回試験と第2回試験における1年次生のスコアの比較分析を行い、その結果を参考にしながらコア英語のクラス編成の方法やカリキュラムの見直しの検討を進めている。

	<p>2) 派遣機関を精選する等により、海外語学研修を充実させる。25名以上の参加を目指す。</p> <p>3) 「語学キャンプ」を実施する。国内でネイティブスピーカーと数日間生活をともにし、英語のspeakingの能力の向上と異文化理解の向上をはかる。</p> <p>4) 英語の自習用教材をレベル別、ジャンル別、目的別に体系的に整備し、自習の指導を充実させることにより、英語の自主的学習を促進する。</p>	<p>2) 平成17年7月末から9月初めにかけて、6週間にわたり、本学が提携した海外の大学2校(クイーンズランド大学(オーストラリア)、オタゴ大学(ニュージーランド))での語学研修を実施し、学部生27名(クイーンズランド11名、オタゴ16名)が参加した。</p> <p>3) 平成18年3月9日から12日まで「語学キャンプ」を実施した。6名の学生が参加した。</p> <p>4) CALL教室やLL教室等で利用できる英語の自習用教材をレベル別、ジャンル別、基礎力強化・各種試験対策・ビジネス英語等の目的別に各種整備するとともに、授業担当講師や教務補佐員が昼休み等に自習の指導を行った。さらに、CALL教室ホームページにおいて教材に関する情報提供を充実させた。その結果、CALL教室やLL教室の利用者数が大幅に増加した。</p>
4. 途上国支援を教育課程中に組み込み、途上国に対する意識を覚醒した人材を養成する。	<p>4. 途上国支援を教育課程中に組み込み、途上国に対する意識を覚醒した人材を養成する。</p> <p>1) 途上国支援を支える女性人材の育成を目指す教育プログラムを、新設のグローバル文化学環を中心に作成し、実施する。</p>	<p>1) 今年度は、コアクラスターのグローバル文化学コースの授業として、「国際協力学」、「国際協力方法論」、「異文化交流実習II」が開講され、国際機関やNGO・政府系ODA実施機関等で働く方の話を盛り込んだ国際協力開発の基礎講義や、援助計画立案等援助サイクルを机上で体験する授業を行なった。受講者数は、それぞれ44名、5名、3名であった。また、国際意識調査を行い、学生の国際関心の強度を調査した(将来像として、企業の海外部門(47%)、途上国支援(36%)、国際機関職員(38%)を希望)。</p>
5. 学士課程・大学院課程の連携プログラムの検討を開始する。	<p>5. 学士課程・大学院課程の連携プログラム(6年制・9年制)の検討を継続する。</p>	<p>博士前期課程、後期課程を通じての教育プログラムとして「<対話と深化>の次世代女性リーダーの育成」(文系)「生命情報学を使いこなせる女性人材の育成」(理系)を開始した。大学院の教育プログラムと学部の教育との連携などについて大学院研究教育委員会と教育推進室のメンバーからなるワーキンググループで検討を進めている。</p>
6. 「教育推進室」を設置し、教育課程の編成を検討し、改善等の業務を遂行する。	<p>6. 「教育推進室」で、教育課程の編成を検討し、改善等の業務を遂行する。</p>	<p>教育推進室を中心に外国語教育、基礎ゼミなどのコア科目の教育、コアクラスター制度など全学に関わる教育課程について検討した。シラバスの内容の充実、学生の授業評価アンケート、TAの研修(平成17年5月18日、9月28日開催)、TAの新しい選考方法、FD講習会(平成17年10月26日開催)など教育改善に関わる様々な課題について検討し、実施した。</p>
<p>大学院教育の目標達成のための具体的措置</p> <p>1. 学際的研究科の特色を生かした複数の領域の指導教員によ</p>	<p>大学院教育の目標達成のための具体的措置</p> <p>1. 学際的研究科の特色を生かした複数の領域の指導教員による指導体制の一層の強化を</p>	<p>本学大学院博士後期課程では複数の領域の指導教員による指導体制がとられ、新領域への挑戦を支援する指導が行われている。このような方針のもとで体系化された2つの教育プログラム「<対話と深化>の次世代女性リーダーの育</p>

る指導体制の一層の強化を図り、学生の新領域への挑戦を支援する。	図り、学生の新領域への挑戦を支援する。	成」(文系)「生命情報学を使いこなせる女性人材の育成」(理系)を開始した。
2. 副専攻制度の導入、ダブルディグリーの取得可能領域を検討する。	2. 副専攻制度の導入、ダブルディグリーの取得可能領域を検討する。	「<対話と深化>の次世代女性リーダーの育成」プログラムでは、「男女共同参画リソース研究」「文化マネジメント研究」という二つの副専攻制度が設計され、平成18年度より実施されることとなった。「生命情報学を使いこなせる女性人材の育成」プログラムでは、副専攻とはしていないが、修了証を発行する。
3. 女性のライフスタイル(妊娠・出産・介護等)に即応した多様な研究形態を確立し、研究支援を図る。	3. 女性のライフスタイル(妊娠・出産・介護等)に即応した多様な研究形態を確立し、研究支援を図る。 1) 保育所(いずみナースリー)において、院生の子育て及び研究支援の充実を図る。 2) 保育料の半額補助を実施する。	1) いずみナースリーが大学の正式な施設として発足し、開所時間を延長し、任期付講師3名を配置し、他に3名の非常勤講師を置いた。定員も増員し、利用者は月極で14名(院生3、学部生2、教員4、科目等履修生3、外部2)他に臨時預かりが延べで113名(大学関係者50名、附属校保護者63名)に達した。 2) 平成17年4月より、大学院生の保育料の半額補助を実施した。授与者は2名であった。
4. 社会人の研究科志望者のために昼夜開講制を実施する。	4. 社会人の研究科志望者のために昼夜開講制を実施する。	発達社会科学専攻社会臨床論コースで、昼夜開講制を実施している。昼間は従来どおり開講するほか、水曜日を除く平日は毎日夜間(18:20~19:50ならびに20:00~21:30)に合計14科目開講した。今年度同コース社会人特別選抜による入学者は9名であった。
5. 修了後の教員就職に備え、大学での教育及び研究指導実践を実施し、教育力充実を図る。	5. 修了後の教員就職に備え、大学での教育及び研究指導実践を実施し、教育力充実を図る。	大学院博士前・後期課程の院生は、ティーチングアシスタント(TA)として、学部、大学院博士前期課程の授業、研究指導の補助を実践した。今年度は、博士前期課程185名、博士後期課程74名がTAの業務に携わった。また、今年度より、TAに対するオリエンテーションを始め、2回(5月、9月)開催した。
6. 博士前期課程のライフサイエンス専攻と、博士後期課程の人間環境科学専攻に「遺伝カウンセリングコース」を設け、東京女子医大との連携により遺伝カウンセラーを養成する。	6. 博士前期課程のライフサイエンス専攻と、博士後期課程の人間環境科学専攻に「遺伝カウンセリングコース」を設け、東京女子医大との連携により遺伝カウンセラーを養成する。	「遺伝カウンセリングコース」及び「特設遺伝カウンセリングコース」で遺伝カウンセラー養成のための教育を進めた。今年度は8名の入学者があった。
7. 大学院の組織の改革を検討する。	7. 大学院博士前期課程と後期課程との連携教育の改革のため、教員組織の見直しを行う。	博士前期課程と後期課程との連携教育の改革のため教員組織を見直し、教員の所属専攻の変更、講座の変更を行った。新体制は平成18年度より施行される。
8. 現職教員の再教育等を実施する専門職大学院の設置を検討する。	8. 現職教員の再教育等を実施する専門職大学院の設置を検討する。 1) サイエンス&エデュケーションセンターで、初等中	1) サイエンス&エデュケーションセンターを中心に、初等中等教育における現職教員を対象とした「科学コミュニケーション能力をもつ教員養成」プログラムが作成され、さらに同プログラムは「大学・大学院における教員

	等教育における現職理科教員を対象とした再教育カリキュラム案を作成する。	養成推進プログラム」(教員養成GP)に採択され、今年度から実施されている。
--	-------------------------------------	---------------------------------------

(2) 教育の内容等に関する実施状況

中期目標	<p>1. アドミッションポリシーに関する目標 国籍・年齢に関係なく、本学の教育理念に合致して、すぐれた資質を持ち、勉学・研究に対する強い意欲を有する女性を受け入れる。また諸外国、とりわけアジア諸国よりすぐれた女子の留学生を受け入れる。</p> <p>2. 教育課程に関する基本方針 教養教育： 日本語によるプレゼンテーション能力、英語のコミュニケーション能力及び情報リテラシーの養成などスキル教育を授けるとともに、21世紀を生き抜くための「知」を重視した教育を授ける。 専門教育： 専門分野における教育目的を明確に達成しうる教育科目を配当し、体系的な教育プログラムを編成するとともに、幅広い教育を行う。</p> <p>3. 教育方法、授業形態、学習指導法、成績評価等に関する基本方針 新入生を対象とする少人数制のゼミの充実をはかり、授業の理解度を把握するための方策を実施し、学生のモチベーションを高める。また、各授業科目の成績評価基準を明確化し、厳格なる評価を行う。</p>
------	--

中期計画	年度計画	計画の進行状況
<p>1. アドミッションポリシーに応じた入学者選抜を実現するための方策 現在実施している、推薦入試、前期日程試験、後期日程試験、3年次編入学試験等を維持するとともに、入試推進室で新たな入学試験の方法について検討する。 学士課程 1. 後期日程試験において、大きな枠組で入学者選抜を行い、入学後に学部学科を選択しうるような制度の設置を検討する。</p>	<p>1. アドミッションポリシーに応じた入学者選抜を実現するための方策 現在実施している、推薦入試、前期日程試験、後期日程試験、3年次編入学試験等を維持するとともに、入試推進室で新たな入学者選抜の方法について検討する。 学士課程 1. 本学におけるカリキュラム改革の方向と同調しながら、現行の各選抜方法及びそれらの募集定員等の検討と併せて、後期日程試験における入学者選抜の枠組みについて検討を続ける。</p>	<p>本学のアドミッションポリシーに即した、優秀な学生の確保のため、各選抜の募集枠の検討を行い、2つの学科で推薦入学枠を拡大した。また、多様な学生の入学を促すため、帰国子女特別選抜の実施の募集単位の拡大や、学力試験によらない入試方法の検討を開始した。また、入試方法検討の基礎的資料の蓄積のため、前年度から引き続き、入学辞退者の追跡調査、新入生アンケートを実施するとともに、入学試験成績データの整理を行った。</p>
<p>2. 附属高等学校の生徒に対して、大学が設けた教育プログラムを受けさせることによって、優秀な学力を持ち、かつ勉学に対する意欲やプレゼンテーション能力を持つ者を判定した上で、進学を認定す</p>	<p>2. 附属高校生徒に対する特別選抜(指定校推薦)を平成20年度入試から導入する。その準備として、特別教育プログラムにおける成績評価等の具体的方策について検討する。</p>	<p>高大連携実施委員会を設置し、大学、附属学校の密接な連携の元での実施体制を構築した。また、附属高校生徒に対し、本特別教育プログラムの効果の調査研究のため、学力検査、到達度診断テスト、意識調査などを実施した。</p>

<p>るシステムの開発とその設置について検討する。</p>		
<p>大学院課程 1. 10月入学を実施する。</p>	<p>大学院課程 1. 10月入学を実施する。 1) 博士後期課程において、実施を目指す。 2) 6年制、9年制教育に対応した教育システムの改革の進展と同調しながら、博士前期、後期課程において、教育の連続性を勘案した入試方法について検討を始める。</p>	<p>1) 柔軟な修学プラン、あるいは国際化に対応させ、平成18年度博士後期課程9月入試より適用を開始し、合格者14名中3名が10月入学を行った。(博士前期課程ではすでに平成17年度入試より実施) 10月入学、飛び級制度の導入・整備を行うとともに、博士後期課程の入試においては、修士論文及び研究計画の口述審査にウエイトを置いた入試を実施し、博士前期課程、後期課程の教育・研究の継続性を重視した。</p>
<p>2. 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策 1) 4年を通して体系的なカリキュラム編成を行う。</p>	<p>2. 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策 1) 4年を通して体系的なカリキュラム編成を行う。</p>	<p>1) 本学の教育理念及び各学部、各学科の教育目標に基づき4年一環の体系的なカリキュラムを編成し、教育を実施している。教養教育を含め全学的な課題については、教育推進室が、学部専門教育については文教育学部では教務事項検討委員会が、理学部及び生活科学部ではカリキュラム委員会が、議論を行った。</p>
<p>2) とび級制度等を活用し、学士・博士前後期を通じた教育システムについて検討を行う。</p>	<p>2) とび入学制度等を活用し、学士・博士前後期を通じた教育システムについて検討を行う。</p>	<p>2) 前年度、理学部化学科4年次学生3名が前期課程10月入学の実施に対応してとび入学で物質科学専攻に進学し、学部・博士前期課程を通じた教育を実施している。また、全学的な立場から、とび入学制度10月入学制度を活用した学部・大学院前後期課程を通じた教育システムについて大学院研究教育委員会、教育推進室のメンバーからなるワーキンググループで検討を進めている。</p>
<p>3) 全学共通科目を増加させて学生が受講しやすい環境を整え、学部設置の専門教育科目でも学部間で連携をはかり、学内共同教育を実施する。</p>	<p>3) 全学共通科目を増加させて学生が受講しやすい環境を整え、学部設置の専門教育科目でも学部間で連携をはかり、学内共同教育を実施する。</p>	<p>3) 文教育学部共通科目であったクリエイティブ・ライティングを今年度から全学共通科目に移行し、学部を超えて受講しやすい環境を整えた。また、文教育学部・人間社会科学科と生活科学部・生活社会科学講座、文教育学部・心理学コースと生活科学部・発達臨床心理学講座の間で専門教育科目の連携開講を実施し、効率化と教育の質の向上を図った。</p>
<p>4) 補習などを含め、高等学校での教育との連携を視野に入れたカリキュラム編成を行う。</p>	<p>4) 補習などを含め、高等学校での教育との連携を視野に入れたカリキュラム編成を行う。</p>	<p>4) 高等学校で物理学や生物学を未履修の学生に対して、1年次前期に「物理学サプリメント」「生物学サプリメント」という名称の補習授業を実施した(卒業単位には含めない)。また、入学時点で理学部の新入生全員にアンケートを実施し、数学、物理、化学、生物そして情報の専門のキーワードをどの程度知っているかを調べた。</p>
<p>5) 基礎的専門学力を養成するためのカリキュラム編成を行う。</p>	<p>5) 基礎的専門学力を養成するためのカリキュラム編成を行う。</p>	<p>5) 4年一環の体系的なカリキュラムのもと、各学科が専門教育の基礎となる学力を養成するための課程を編成し、実施している。</p>
<p>6) 教養教育、専門基礎教育、専門教育に</p>	<p>6) 教養教育、専門基礎教育、専門教育における適切な科</p>	<p>6) 教養教育では、情報処理演習、外国語科目及びスポーツ健康を必修、基礎ゼミを必修に</p>

おける適切な科目配当と年次配当を行う。	目配当と年次配当を行う。	準じて位置付けた。
7) 教養教育及び専門教育の方針に従って、必修科目、選択必修科目と選択科目とのバランスを考慮した編成を行う。	7) 教養教育及び専門教育の方針に従って、必修科目、選択必修科目と選択科目とのバランスを考慮した編成を行う。	7) 全学共通の必修科目は設けず、学生の科目履修の自由度を大きくした。各学部、学科の専門教育においては、4年一環の体系的なカリキュラムのもと必修科目、選択必修科目、選択科目がバランスよく編成した。
8) 領域横断型の教養教育コアクラスター制度を質量ともに充実させ、専門領域外での教養・見識を養成し、さらに副専攻制度への発展を検討する。	8) 領域横断型の教養教育コアクラスター制度を質量ともに充実させ、専門領域外での教養・見識を養成し、また、グローバル文化学環における副専攻制を実施する。	8) 今年度コアクラスターは、コミュニティ・ボランティアコース、ジェンダーコース、総合環境学コース、サイエンティフィック・リテラシーコース、グローバル文化学コースの5コースを開設した。グローバル文化学環を今年度より新設し、1年次向けのグローバル文化学総論などの授業を開講した。次年度から、グローバル文化学コースに進学する学生に対する教育を行い、合わせて副専攻として履修する学生に対する教育も実施する。
9) 21世紀に必要とされる、国際性、途上国支援、ジェンダー、安全、環境、ボランティア等の内容を含む教育の充実を図る。	9) 21世紀に必要とされる、国際性、途上国支援、ジェンダー、安全、環境、ボランティア等の内容を含む教育の充実を図る。	9) 国際性、途上国支援、ジェンダー、安全、環境、ボランティア等の社会的関心が高く現代世界を理解する上で重要と思われる問題領域をテーマにコアクラスターのコースとして、「グローバル文化学」、「ジェンダー」、「総合環境学」、「コミュニティ・ボランティア」を開設している。 また、生活科学部人間・環境科学科では、人間と環境の問題に関わる専門科目を20科目以上開講している。
10) 教職課程の適正な実施をするとともに、介護実習を支援する体制の整備を図る。	10) 教職課程の適正な実施をするとともに、介護実習を支援する体制の整備を図る。	10) 生活科学部食物栄養学科においては、栄養教育教諭1種免許状の課程認定を受けた。介護等体験では、介護等体験希望者を対象に2日間に渡って介護等体験報告会、講演会を実施し、介護等体験に対する理解を深めた。教育実習修了者は218名で、介護等体験実施者は191名である。
11) 転学部、転学科を容易にしうる制度を設ける。	11) 転学部、転学科を容易にしうる制度を設ける。	11) 教育推進室と学生支援センターの相談窓口（インターカー）との連携を図り、各学科コース講座等における転学部、転学科受け入れのルールを教育推進室で把握し、学生の相談に適切に応じられるように体制を整備した。
	12) 平成18年度に入学する新学習指導要領のもとで学んだ学生に対応するための方策について検討する。	12) 主に理学部カリキュラム委員会で、対策について検討を行った。平成18年度入学者と比較検討するために、理科、数学、情報の教科に関わるキーワードについてのアンケート調査を今年度理学部新入生に対して実施した。理系基礎科目の授業内容の見直しと改良のための議論を深めている。
3. 教育方法、授業形態、学習指導法等に関する具体的方策 1) 本学と提携した海外の大学における海	3. 教育方法、授業形態、学習指導法等に関する具体的方策 1) 本学と提携した海外の大学における海外語学研修の単位化を図る。	1) 今年度は、研修を修了し単位認定を申請した26名の学部生に単位認定を行った。また、単位認定の規程を変更し、学生が語学力や英語の履修計画に合わせて柔軟に単位認定科目を決めることができるようにするとともに、

外語学研修の単位化を図る。		語学センターで認定科目選択の指導を研修の前後に行い、海外語学研修と本学での英語学習の有機的な連携を図った。
2) 英語教育において、習熟度別クラス編成をし、効果を上げようようにクラスサイズの少人数化を図る。	2) 英語教育において、習熟度別クラス編成をし、効果を上げようようにクラスサイズの少人数化を図る。1年次生に続き、2年次生対象科目への導入を進める。	2) 平成16年度から、1年次生に対する科目に習熟度別クラス編成を実施したが、今年度は、2年次生に対する科目「中級英語」にも習熟度別クラス編成を導入した。クラスサイズの少人数化も、新たに2年次生対象科目すべてにおいても実施した。その結果、これらの科目では、履修者数の平均は、最大でも、32名となった。この成果は、TOEIC試験を2回受験した学生のスコアの有意な上昇に反映している。平成16年度1年次生(全学部)のうち、平成16年度の第1回TOEIC IPテストと第2回TOEIC IPテストの両方を受験した445名について、リーディングとリスニングを合わせたトータルスコアの平均は、990点満点中、34.1点上昇した。
3) 問題発見能力・論理的思考力・自己表現力等を強化するために、新入生対象の基礎ゼミの充実を図る。	3) 問題発見能力・論理的思考力・自己表現力等を強化するために、新入生対象の基礎ゼミの充実を図る。	3) 基礎ゼミの趣旨を徹底しその充実を図るため、FD活動の一環として基礎ゼミをテーマとするシンポジウムを開催した。(平成17年10月26日)次年度授業計画作成時に次年度基礎ゼミ担当者に同シンポジウムの資料を配付し、次年度の基礎ゼミの一層の充実を期した。
4) 大学院及び学士課程において、本学の授業科目を補完するために、他大学との単位互換を推進する。	4) 大学院及び学士課程において、本学の授業科目を補完するために、他大学との単位互換を推進する。	4) 今年度新たに東京外国語大学及び首都大学東京の大学院と本学大学院との単位互換に関する協定を結んだ。次年度にむけて東京医科歯科大学との大学院間の単位互換の協定を検討した。今年度学部学生に関する単位互換は、派遣24名、受け入れ20名であり、大学院では派遣112名、受け入れ38名であった(人数はいずれも延べ人数)。
5) シラバスをホームページに掲げ、内容の充実を図る。	5) シラバスをホームページに掲げ、内容の充実を図る。	5) ホームページ上に掲げられたシラバスについては、成績評価基準、成績評価方法のより詳細な記述、学生の自主的学習を促す指導・アドバイス、オフィスアワーの明示などの内容の充実に努めた。
6) 授業外での予習・復習に関する指示と自主的学習への配慮を行う。	6) 授業外での予習・復習に関する指示と自主的学習への配慮を行う。	6) 1年次生に対し、初年次教育として重視している基礎ゼミでは、自主的学習の習慣をつけるように配慮している。シラバスの中に予習・復習に関する指示・アドバイスを記載する取組をさらに進めた。各学科、コースでは図書室や学生自習室など自主的学習のできる環境を整備した。
4. 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策 1) 5段階での成績評価の基準を設定し、シラバスにおいてそれを明示する。	4. 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策 1) 新しい5段階成績評価基準を学内に周知し、適切な成績評価を実施する。	1) 学生便覧に成績評価基準に関する説明を丁寧に記述し、合わせて成績評価に関する問い合わせ制度があることも明示した。授業担当教員に対しては、シラバス作成時、及び前期成績票提出依頼時に新しい成績評価基準に関する説明文書を配付し、徹底を図った。
2) 受講の上限単位数の設定について検討	2) 受講の上限単位数の設定について検討を行う。	2) 履修登録上限設定の課題については、前年度からの調査及び検討の結果、教育推進室と

<p>を行う。</p>		<p>しては「具体的な数値を挙げた上限設定はせず、授業改善や学生の学習改善と相乗させ、単位制度の実質化の措置を全学の教員の協力を得ながら、教育推進室、学務委員会で探り、実施していく。」という結論を得た。</p>
-------------	--	---

(3) 教育の実施体制等に関する実施状況

<p>中期目標</p>	<p>教職員の適正な配置を行うとともに、退職者の後任補充については役員会管理とし、各部局の意見を聴取しながら配置を定め、学内の人材の流動化を図る。 教育推進室で教育環境を把握しその整備をはかり、また教育の質の改善をはかることを目標とする。</p>
-------------	---

<p>中期計画</p>	<p>年度計画</p>	<p>計画の進行状況</p>
<p>1. 教育推進室で、全学の授業科目や担当教員等を統括し管理運営体制を整えるとともに、教養教育の円滑な運営と改善を企画実施する。</p>	<p>1. 教育推進室で、全学の授業科目や担当教員等を統括し管理運営体制を整えるとともに、教養教育の円滑な運営と改善を企画実施する。</p>	<p>教育推進室で各学部等から提案されたカリキュラム改正案について全学的な観点から検討を加えたり、コア科目・教職科目などの開講クラス数や授業時間割の調整、教務日程の検討を行うなど、教育の円滑な運営と改善の業務を行った。</p>
<p>2. 教育研究調査書・授業評価などを活用して、教育評価を行い、教育推進室及び総合評価室を通じて改善を図る。</p>	<p>2. 教育研究調査書・授業評価などを活用して、教育評価を行い、教育推進室及び総合評価室を通じて改善を図る。 1) 教育推進室、学生支援室を中心に、教育・学習環境に関する学生のニーズを把握するために、「学生による教育・生活評価」を企画し、改善点を探る。</p>	<p>1) 授業評価アンケート、卒業時教養教育アンケートを実施し、学生の本学教育に対する評価について検討、授業評価アンケートの利用に関する教員アンケートを実施し、各教員がどのように本アンケート結果を授業改善に生かしているかに関する実態の把握と、本アンケート実施及び利用に関する今後の課題について検討をした。 「学生による教育・生活評価アンケート」を全学部学生及び全大学院生を対象に実施した。</p>
<p>3. 教育推進室、総合評価室及び総務室と連携して、教職員の配置を改善するシステムを構築する。</p>	<p>3. 教育推進室、総合評価室及び総務室と連携して、教職員の配置を改善するシステムを構築する。</p>	<p>教育、研究、社会貢献、大学運営の4領域に関する「教員活動状況データベース」を開発し、該当するデータの収集を行った。それをもとに教職員配置を改善するシステムづくりに資する指標開発のあり方を検討した。 今後5年間の大学の戦略に基づく人員配置を目指し、学長手持ちポスト14を設定した。 平成19年度に大学院部局化を達成すべく、検討を開始し、平成18年6月までに検討を終了する。その検討の中に、教員の再配置が含まれている。</p>
<p>4. 語学センターを設置し、語学教育の充実を図る。</p>	<p>4. 語学センターにおいて、語学教育の充実を図る。 1) 教員をさらに1名増員する。</p>	<p>1) 英語の授業担当講師を1名増員し(計2名)コア英語の授業を前後期合わせて12クラス担当するとともに、昼休み等に、CALL教室で英語の自習の指導にあたり、英語教育の充実を図った。</p>
<p>5. 図書館の情報化、総合情報処理センターによる学内の情報化、情報処理教室の開放など</p>	<p>5. 図書館の情報化、総合情報処理センターによる学内の情報化、情報処理教室の開放などにより、学内や学外の情報</p>	<p>図書目録の電子登録、図書館オンラインサービス、電子ジャーナル導入、図書自動返却装置の導入などを行なった(図書館情報化)。また、大学構成員の全学認証基盤一元化をはかった</p>

により、学内や学外の情報を自由に活用できるように整備を図る。	を自由に活用できるように整備を図る。	他、事務処理（情報システム、データベース）の統合・一元化の検討、情報処理教室の開放を行い、学内外の情報活用の推進を行なった。
6．補助を必要とする教養教育の科目にT Aを配置し、個々の学生への対応を可能とする体制を整える。	6．補助を必要とする教養教育の科目にT Aを配置し、個々の学生への対応を可能とする体制を整える。	コア科目のうち、語学関係（中国語初級、フランス語初級）実験（一般生物学・臨海実習、一般物理学実験、一般化学実験）情報（情報処理演習、プログラミング演習）に延べ34名のT Aを配置し、個々の学生にきめ細かく対応する教育をした。
7．留学生センター等で、学外と連携して共同教育を実施する可能性について検討を行う。	7．国際教育センター等で、学外と協力して共同教育を実施する可能性について検討を行う。 1）留学生センターを改組した国際教育センターにおいて、海外の交流協定校と共同して、双方向的な異文化理解プログラムを作成する。	1）韓国同徳女子大学と異文化理解プログラムを作成し、平成17年6月27日から7月6日まで、同大学の学生12人及び本学学生40人が本学において異文化交流実習と日韓大学生国際交流セミナーに参加した。
	2）開発途上国支援のための女性人材育成プログラムへの、他大学の学生の参加を促す。	2）五女子大学コンソーシアムでのアフガニスタン研修実施に各大学学生が参加した。また、大阪大学大学院人間科学研究科の院生を招へいし、他大学の学生も参加した報告会などを開催した。開発途上国女子教育協力センターの企画（公開講演会など）では、五女子大学コンソーシアムを通じて広報活動をおこない、他大学の学生の参加が増加している。
	3）インターネットを利用した渡日前留学生に対する遠隔教育の実施を検討する。	3）国際教育センターの担当教員による渡日前事前教育を平成17年9月と平成18年3月に実施した。
8．大学院人間文化研究科と学部が連携し、それぞれ所属の教員が相互に兼担することで、学内資源を有効に活用する。	8．大学院人間文化研究科と学部が連携し、それぞれ所属の教員が相互に兼担することで、学内資源を有効に活用する。	大学院専任教員が学部を兼担、かつ学部所属教員が大学院を兼担する体制をとり、教育の充実を図った。
9．生活科学部で、生活環境学科を改組し、食物栄養学科と人間・環境科学科に再編する。	(平成16年度に実施済みのため、平成17年度は年度計画なし)	
	9．文教育学部を中心にグローバル文化学環の運営に着手する。	文教育学部では専門的知識とともに、その枠にとらわれない学際的な視野や社会に応用できる知識や実践力を育成するためにグローバル文化学環という共通進学コースを設置した。同学環に専任教員を配置し、学生の教育も今年度入学生から実施した。

(4) 学生への支援に関する実施状況

中期目標	情報化の推進をはかり、学内施設の利用状況を的確に把握し、教室を開放するなど学習環境を整備し、学生相談体制を充実し、学習や生活支援を行うとともに、出来る範囲での経済的支援を実施
------	---

する。また、学生の意見を吸い上げるシステムを構築し、良好な学内環境を保持する。

中期計画	年度計画	計画の進行状況
<p>学生が自由に意見を述べられる意見箱を設置し、学内での諸問題を解決しうるシステムの構築を図る。</p>	<p>学生が自由に意見を述べられる意見箱を増設し、また、学生代表者と学長、理事等との懇談会を実施し、学内での諸問題を解決しうるシステムの構築を図る。</p>	<p>学生センターのみに設置していた意見箱を図書館、生協食堂の2箇所に増設し、学生の意見を吸い上げる体制を整えた(投書数30件)。前年度より毎年学長、理事等との懇談会を実施し、出された意見を関係の機構・室等へ提供し、今後の政策立案に役立てた。(平成17年11月30日実施、参加学生16名)</p>
<p>学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策 1. 適宜、授業科目選択のためのオリエンテーションを行う。</p>	<p>学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策 1. 適宜、授業科目選択のためのオリエンテーションを行う。</p>	<p>入学式直後のオリエンテーションで、コア科目、教職関係の授業科目、履修方法の説明を行った。理学部、生活科学部では、入学式直後に新入生向け合宿研修を行い、各学科カリキュラムや4年間の学習計画の説明をした。新入生に対し文教育学部では、「文教育学部授業科目履修案内」、生活科学部では、「履修の手引き」を作成し、活用した。</p>
<p>2. オフィスアワーを設けて、学習指導体制を強化する。</p>	<p>2. オフィスアワーを設けて、学習指導体制を強化する。</p>	<p>学生の学習支援のためオフィスアワーを設け、学生の質問や学習相談に応じている。授業科目ごとにホームページ上のシラバスにオフィスアワーを記載し、学生に周知した。文教育学部では全教員が週1回以上のオフィスアワーを設け、ホームページ上に掲示した。また、実験系の学科では、特にオフィスアワーを指定せず、学生の質問や相談にいつでも応じている。</p>
<p>3. 学習相談及び進路相談体制の強化策として、チューター体制を整備する。</p>	<p>3. 学習相談及び進路相談体制の強化策として、チューター体制を整備する。 1) ピア・サポートに活動拠点を提供し、体制の充実を図る。</p>	<p>1) 学生会館の一室をピア・サポートルームとして整備し、学生の活動拠点とした。また、各学部等担当教員(4名)によるピア・サポート連絡会を実施し(1回)活動報告書作成及び今後の活動計画等の立案を行った。</p>
<p>4. IT教室を開放するとともに、図書室・自習室等を整備し、自習を支援する。</p>	<p>4. IT教室を開放するとともに、図書室・自習室等を整備し、自習を支援する。 1) 第2CALL教室(コンピューター利用のLL教室)を整備し、語学の自習をさらに支援する。</p>	<p>1) 6月より第2CALL教室を語学の自習に使用できるようにした。これにより、第1CALL教室が授業で使用されている間も、第2CALL教室で自習ができるようになった。また、第1CALL教室は夏休み期間中も開放した。さらに、学生の要望に応え、1月には、第1CALL教室の開放時間を延長し、週3回は授業終了後、17時45分まで利用できるようにした。CALL教室の利用促進のため、4～5月には、毎日昼休みに、CALL教室利用説明会を実施し、1年次生全員が参加できるようにした。</p>
<p>5. 図書館本館と各部局の図書室とのオンライン化をはかるとともに、各部局所蔵の図書を全学の学生に自由な閲覧を可能とし、貸出できる体制を整備する。</p>	<p>5. 各部局所蔵の図書を全学の学生に自由な閲覧を可能とし、貸出できる体制の整備を図る。</p>	<p>各部局所蔵の図書を全学の学生がより利用しやすくするために、目録データベースの整備を実施し、今年度は1万1千冊を遡り登録した。さらに、附属図書館所蔵の12万冊の点検を行うとともに、各部局の蔵書点検を計画的に実施することによって利用環境を整備できた。貸出冊数を増やしたことや、オンラインサービスの充実、自動貸出装置の設置によっても、学生は図書を利用し易くなった。</p>

		また、蔵書の体系的な収集のために図書選定方針を策定して選定した他、冊子体の図書館利用案内を作成した。これらの実施も、学生が図書館を有効に活用することを意図したものである。
6. 海外留学に関する相談体制を整備する。	6. 海外留学に関する相談体制を整備する。 1) 専任教員を配置して、国際教育センターにおける留学相談体制を強化する。	1) 平成17年4月から国際交流室(国際教育センター)に専任の講師1名及びアソシエイトフェロー1名を採用し、海外語学研修や海外留学に対する説明会を開催した他、各種留学相談を行っている。また、海外留学を希望する学生の参考となるように、「海外留学の手引き」を作成した。協定校交換留学希望者に対しては、各学生の進路希望を踏まえた総合的な留学相談を提供し、今年度決定した交換留学予定者の数は10名で、過去最多となった。
生活相談・就職支援等に関する具体的方策 1. 就学指導、生活指導や進路指導など、学生相談体制を整備、強化する。	生活相談・就職支援等に関する具体的方策 1. 就学指導、生活指導や進路指導など、学生相談体制を整備、強化する。	学生相談室を発展させた学生支援センターを設置し、インテーク及びカウンセリングを行う専任教員(1名)を配置することにより、学生の多様な相談に対応するとともに、各学内相談機関との連携を図った。
2. 保健管理センターにおける健康診断の受診率を高め、学生の健康状況を的確に把握するとともに、健康に関する相談体制を整備する。	2. 保健管理センターにおいて、学生の健康状況を的確に把握するとともに、健康に関する相談体制を整備する。	健康診断の事後措置(健康に関する指導を要する学生の医療機関へのアプローチ等)を必要とする学生(平成16年度26名、平成17年度38名)に対し、これまで掲示による呼び出しを行っていたが、今年度より電話又は手紙による連絡をする個別対応方式に切り替え、個人情報保護法に対応した。健康診断結果に基づき、健常学生に対しても、個々に報告書を配付し、希望者には面接指導を行った。
3. 就職支援体制を整備するとともに、就職ガイダンスをさらに充実させる。また、女性の多様な生涯を展開したキャリア教育充実のため、卒業生を含む第一線で活躍する女性たちを講師に招き、キャリアガイダンスを徹底させる。	3. 就職支援体制を整備するとともに、就職ガイダンスをさらに充実させる。 1) 女性の多様な生涯を展開したキャリア教育充実のため、卒業生を含む第一線で活躍する女性たちを講師に招き、キャリアガイダンスを徹底させる。	1) 就職ガイダンスの実施回数を増やし(平成16年度10回 17年度11回)また、ガイダンス内容の見直し(自己分析、面接対策等)を行った(参加人数延べ1,635名)。また、本学卒業生であり、企業のトップとして活躍する、松下電器産業くらし研究所所長の宮井真千子氏を招き、「女性としての職業とライフプラン」の題で、キャリアガイダンスを実施した(平成17年10月28日)。さらに、前年度に引き続きキャリアアドバイザーを招聘(平成17年10月から平成18年3月まで週1回)し、個別相談を行った。また、就職活動ハンドブックの内容を見直し、新たに作成した。
4. インターンシップの拡充を図る。	4. インターンシップの拡充を図る。	授業科目としてのインターンシップを増加させたことにより、平成16年度は34事業所74名の参加者があったが、今年度は37機関75名が参加しており、前年度を上回る事業所数、参加者があった。
5. 留学生チューター制度の充実を図る。	5. 留学生チューター制度の充実を図る。	2種類(留学生相談室にて指導等を行うチューターと、留学生個人について指導等を行うチューター)の留学生チューターを制度化した。相談室チューターは特に日本語指導に重点を置き、日本語のレポートや論文の指導及び日常会話の指導等を行っている。個人チューターは主

		に、学習及び研究指導を行うとともに日常生活上の助言も行っている。また、留学生相談室機能を充実するために相談室便りを作成し、全教員等に配付した。
<p>経済的支援に関する具体的方策</p> <p>1. 奨学金の充実を図る。</p>	<p>経済的支援に関する具体的方策</p> <p>1. 奨学金の充実を図る。</p> <p>1) 本学独自の奨学金制度を平成17年度からスタートさせる。</p>	<p>1) 今年度より本学独自の奨学金制度として、「入学時成績優秀者奨学金」の給付を実施し、大学入試センター試験で優秀な成績の20名にそれぞれ50万円の奨学金を授与した。</p> <p>また、大学院で本学保育所に子供を預けながら研究に励んでいる学生2名に保育料の半額を「育児支援奨学金」として授与した。</p>
<p>2. アルバイト情報の提供と斡旋を充実させる。</p>	<p>2. アルバイト情報の提供と斡旋を充実させる。</p>	<p>前年度より学生の利便性及び事務の効率化を目指して始めた「アルバイト情報ネットワーク」への委託事業（前年度登録者数：1,348件、アクセス数：20,169件、求人数：1,393件）を充実させるため、今年度は官公庁からのアルバイトも同ネットワークに委託し、学生の利便性を高めるとともに事務の効率化を行うことができた。（今年度登録者数：1,854件、アクセス数：26,747件、求人数：3,242件）</p>
<p>3. 学生後援会組織を検討し、充実を図る。</p>	<p>3. これまでの厚生協力を発展させた「お茶の水女子大学後援会」を活用し、学生支援の充実を図る。</p>	<p>平成16年12月厚生協力を後援会に改組するとともに、学内の要望を聞き、環境整備、微音祭（大学祭）補助、ボランティア補助等、新たな事項に対する助成を実施する等、前年度8項目に対し実施した助成を、今年度は17項目に増やすなどの見直しを行った。</p>
<p>4. 緊急時に学生に対して融資できるような体制を整える。</p>	<p>4. 緊急時に学生に対して融資できるような体制を整える。</p>	<p>学資金貸付制度を活用するため、窓口対応を柔軟に行い、前年度まで2～3名にであった貸付を、今年度は限度額一杯の6名まで貸付を行った。</p>
<p>社会人・留学生等に対する配慮</p> <p>1. 多様な新入生（編入生、留学生、社会人）に対して、オリエンテーションを実施する。</p>	<p>社会人・留学生等に対する配慮</p> <p>1. 多様な新入生（編入生、留学生、社会人）に対して、オリエンテーションを実施する。</p>	<p>4月の新年度の開始時及び10月の国費留学生等の受け入れ時に、国際教育センターの教員により、留学生に対して、日本での学生生活全般にわたるオリエンテーションを実施し、大学院生のチューターを配置し随時相談に応じられるようにした。また、社会人を含む編入生、社会人の大学院生に対し、入学式直後のオリエンテーションで各学科、各専攻、コースのカリキュラムや履修方法の説明を行った。</p>
<p>2. 社会人のキャリア・アップ支援のために、特別奨励金制度の設置を検討する。</p>	<p>2. 社会人のキャリア・アップ支援のために、特別奨励金制度の設置を検討する。</p>	<p>アプリカの寄附講座において、授業料を半額にするなど、社会人に対する奨学金給付制度と同等のものを実施した。人間文化研究科博士前期課程においては、長期履修制度を設け、社会人学生に対する授業料の軽減を図った。</p>
<p>3. アフガニスタンを含む途上国女子留学生支援のために、特別奨学金を設置する。</p>	<p>3. アフガニスタンを含む途上国女子留学生支援のために、特別奨学金の設置を検討する。</p>	<p>アフガニスタンからの留学生3名に対する数学・物理・化学・生物等の基礎学力向上のための学習支援に300万円を措置した。また同学生を指導する本学学生に対しても同予算から補助を行った。</p>

2. 研究に関する実施状況

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する実施状況

中期目標	<p>1 . 研究活動を活発化して拠点化をはかるとともに、国際交流を推進して国際的に認知され、高度な水準を維持する。</p> <p>2 . 社会連携・広報推進室より、各種メディアを通じて研究成果を社会に発信し、社会的還元を促進する。</p> <p>3 . 世界の女性研究者、特にアジアの女性研究者との間にネットワークを形成し、緊密な連携の下に共同研究をし、その成果を広く世界に発信する。</p>
------	---

中期計画	年度計画	計画の進行状況
<p>目指すべき研究の方向性</p> <p>1 . 国際シンポジウムの開催、海外の学会への参加を通じて、国際的に認知される研究を行う。</p>	<p>目指すべき研究の方向性</p> <p>1 . 国際シンポジウムの開催、海外の学会への参加を通じて、国際的に認知される研究を行う。</p>	<p>21世紀COEプログラム、比較日本学研究中心、開発途上国女子教育協力センターにて、計8件の国際シンポジウムを開催した。また海外学会参加件数は、平成17度は延べ108名と活発であった。</p>
<p>2 . 女性の資質能力の十全に発揮可能な領域・テーマを発掘し、また、女性研究者の不足している分野を重点化して、女性のライフスタイルにより適合した研究方法を探索することによって、若手女性研究者を育成する。</p>	<p>2 . 女性の資質能力の十全に発揮可能な領域・テーマを発掘し、また、女性研究者の不足している分野を重点化して、女性のライフスタイルにより適合した研究方法を探索することによって、若手女性研究者を育成する。</p>	<p>女性の資質能力が十全に発揮される領域である芸術表現・行動学科の無重力空間におけるダンス「飛天の舞-地球への祈り」は国際的に高い評価を受けた。21世紀COEプログラム「誕生から死までの人間発達科学」と「ジェンダー研究のフロンティア」では、多数の若手女性研究者が活躍した。大学院の各専攻において計画どおりの取り組みが行われているのに加えて、「魅力ある大学院教育」イニシアティブとして「<対話と深化>の次世代女性リーダーの育成」と「生命情報学を使いこなせる女性人材の育成」が採択され、分野を特化した女性人材の育成を開始した。さらに、女性研究者が不足している分野である物理学科の学部学生が、世界物理年や男女共同参画に関する国際会議で活躍した。</p>
<p>3 . 女性及び生活者としての視点を生かし、人と地球の存続という目的の下に広く既存の知を結集して、学際的・融合的研究を促進する。</p>	<p>3 . 女性及び生活者としての視点を生かし、人と地球の存続という目的の下に広く既存の知を結集して、学際的・融合的研究を促進する。</p>	<p>二つの21世紀COEプログラム『ジェンダー研究のフロンティア』、『誕生から死までの人間発達科学』を実施しているのに加え、「魅力ある大学院教育」イニシアティブで重点的な女性研究者養成プログラムを企画して応募し、2件採択され、学際的・融合的研究を促進した。</p>
<p>4 . プロジェクト研究として学際性・総合性を志向するとともに、基盤となる個別基礎研究の充実をはかり、両者のバランスを心掛ける。</p>	<p>4 . プロジェクト研究として学際性・総合性を志向するとともに、基盤となる個別基礎研究の充実をはかり、両者のバランスを心掛ける。</p>	<p>学際的総合的研究である2つの21世紀COEプログラム等の特定領域プロジェクトを推進するとともに、基礎研究・応用研究を問わず、競争的研究資金の獲得を推進している。また、基盤的研究費として各教員に配分される経費も前年度を維持し、両者のバランスを図った。</p>
<p>5 . 研究は、常に社会との連携の下にあることを忘れず、倫理的な検証を行う。</p>	<p>5 . 研究は、常に社会との連携の下にあることを忘れず、倫理的な検証を行う。</p> <p>1) 「お茶の水女子大学研究倫理指針」に基づいて、各部署等倫理委員会規程に即した研究が行われているかを検証するための仕組みを</p>	<p>1) 種々の倫理委員会規程に即した研究が行われているかを検証するための仕組みを整えるべく、生活環境研究センター・ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理審査委員会及び生物学的研究の倫理特別委員会を設置し、未だ倫理委員会が整備されていない分野(動物実験委員会、DNA実験安全委員会)の倫理委員会設置等について、検討を進めた。</p>

	整える。	
<p>本学として重点的に取り組む領域</p> <p>1. 女性研究者養成という本学の目標に即応し、女性研究者に対する要請の高い領域を特化する。</p>	<p>本学として重点的に取り組む領域</p> <p>1. 女性研究者養成という本学の目標に即応し、女性研究者に対する要請の高い領域を特化する。</p>	<p>「魅力ある大学院教育」イニシアティブで重点的な研究者養成のプログラムを企画して応募し、2件採択（＜対話と深化＞の次世代女性リーダーの育成、生命情報学を使いこなせる女性人材の育成）されるなど、女性研究者に対する要請の高い領域を特化した。</p>
<p>2. 21世紀COEに採択されたプログラムを推進する。</p>	<p>2. 21世紀COEに採択されたプログラムを推進する。</p> <p>1) 21世紀COE及び科学技術振興調整費で獲得した大型プログラムを推進する。</p>	<p>1) ジェンダー研究COEでは3年次の計画、人間発達科学COEでは4年次の計画を遂行した。また、科学技術振興調整費4件についても、計画どおり順調にプログラムが実施されている。</p>
<p>3. 本学で特色となりうる分野を新たな重点領域として検討する。</p>	<p>3. 本学で特色となりうる分野を新たな重点領域として検討する。</p> <p>1) サイエンス&エデュケーションセンターに平成17年度から専任教員を置き、教授法の研究開発を促進する。</p>	<p>1) サイエンス&エデュケーションセンター長として専任教員の教授1名を配置し、センター長を中心に計画どおりの活発な研究活動が展開されている。また、同センターが中心になって企画した「科学コミュニケーション能力を持つ教員養成」が教員養成GPに採択された。</p>
<p>4. 研究成果が伝統的に蓄積された領域で、今日的意義を持つものを推進する。</p>	<p>4. 研究成果が伝統的に蓄積された領域で、今日的意義を持つものを推進する。</p>	<p>21世紀COEで、研究成果が蓄積された領域（人間発達科学、ジェンダー研究）における研究プロジェクトを推進するとともに、基礎研究・応用研究を問わず、今日的意義を持つ研究に向けての競争的資金の獲得を推進している。</p>
<p>研究成果の社会への還元に関する具体的方策</p> <p>1. 社会連携・広報推進室は、教員個々人の研究成果を把握し、HP等を通じて紹介し、広報・宣伝に努めて社会への仲介や産官学の連携を推進する。</p>	<p>研究成果の社会への還元に関する具体的方策</p> <p>1. 社会連携・広報推進室は、教員個々人の研究成果を把握し、ホームページ等を通じて紹介し、広報・宣伝に努めて社会への仲介や産官学の連携を推進する。</p>	<p>大学の窓口として社会連携・広報室から発信するため、ホームページ上の「教員総覧」に、全ての教員の研究内容等の最新情報を掲載した。また、学術情報機構長の下に編集企画委員会を設置し、専任のアソシエイトフェローがホームページのデザインを構築し、閲覧者からみて見易く検索し易い形にリニューアルを行った。その結果、日経BBの全国国立大学ホームページの評価は11位であった。</p> <p>また、「イノベーション・ジャパン」等の産学連携イベントに参加して、社会へ研究情報を発信した。</p>
<p>2. 研究成果は、各種メディアを利用して公表するとともに、研究成果を応用した著述等により社会的還元を行う。</p>	<p>2. 研究成果は、各種メディアを利用して公表するとともに、研究成果を応用した著述等により社会的還元を行う。</p>	<p>読売新聞社と共催して、公開講演会「第2回アカデミア21」を開催した。他に、全国紙の他、地方新聞にも教員の研究成果の記事が掲載されたり、テレビ出演による、研究分野の解説や情報誌「お茶の水ブックレット」等で研究成果の情報を発表し、広く社会に還元した。</p>
<p>3. 特に女性に関連の深い研究は、他の女性教育機関との連携において、より広域的な伝達を心掛け、女性の社会進出その他の資源として広く共用に供する。</p>	<p>3. 特に女性に関連の深い研究は、他の女性教育機関との連携において、より広域的な伝達を心掛け、女性の社会進出その他の資源として広く共用に供する。</p>	<p>ジェンダー研究センターにおいては、国立女性教育会館との連携により、夜間セミナーの実施や紀要「ジェンダー研究」を発行するなど、ジェンダー研究の普及を図っている。また、大学院博士前期課程の遺伝カウンセリングコースでは、東京女子医科大学との連携による研究成果の普及を図っている。この他、五女子大学コンソーシアムによるアフガニスタンの女子教育のための女性指導者の支援を目的とした研修を</p>

		実施し、教育機関としての女子大学の共通認識を深め、今後の女性の社会的役割を一層発展させる機会を持っている。
4. 研究の成果は、公開講座や社会人教育、特に教育職員の再教育の機会を通じて、直接的な社会的還元を図る。	4. 研究の成果は、公開講座や社会人教育、特に教育職員の再教育の機会を通じて、直接的な社会的還元を図る。	大学院博士前期課程の社会臨床論コースが改組され社会人教育の充実が図られている。また、サイエンス&エデュケーションセンター、子ども発達教育研究センター等で現職教員の再教育が実施されている。この他、各部局等を中心とした公開講座が引き続き実施されている。
研究の水準・成果の検証に関する具体的方策 1. 総合評価室の中に、研究の水準・成果を検証する部門を設置する。	研究の水準・成果の検証に関する具体的方策 1. 総合評価室において、教員活動状況データベースを用いて、研究の水準・成果を向上させるための評価システムを開発する。	教員活動状況データベースを作成し、初年度情報の入力を終えた。同データベースには、研究活動情報が含まれる。同データベース情報を用いた「個人活動評価要綱」及び「同実施要領」を作成した。個人活動評価要綱には、研究水準の評価システムが含まれている。
2. 分野毎の特殊性を考慮しながら、単に論文数だけでなく、掲載紙のインパクトファクターやサイテーション等の数値評価も導入しつつ、絶えず客観的な検証を試みる。	2. 分野毎の特殊性を考慮しながら、単に論文数だけでなく、掲載紙のインパクトファクターやサイテーション等の数値評価も導入しつつ、絶えず客観的な検証を試みる。	「個人活動評価要綱」を作成した。その中で、研究領域の評価方法として、論文数、発表数など多指標による研究評価、インパクトファクターによる研究評価を設定し、研究領域の特殊性やインパクトファクターの有無等に応じた評価システムを開発した。平成17年度評価においては、データの制約から前者を用いることとし、引き続き評価方法の検討を続けることとした。
3. 単年度毎の活動報告の提出を全教員に義務付けるとともに、3年目終了時に第三者を加えて分野別評価を実施する。	3. 単年度毎の活動報告の提出を全教員に義務付けるとともに、3年目終了時に第三者を加えて分野別評価を実施する。	単年度ごとの活動報告を全教員に義務付け、教員活動状況データベースへの入力を実施した。3年目終了時に第三者を加えて評価する仕組みとして、「個人活動評価要綱」「同実施要領」「部局別評価要綱」「同実施要領」を作成した。評価組織には外部評価者を含む。毎年度収集する個人活動状況データを元に、教育研究等活動状況報告書を自動作成し、ウェブで公開するためのソフトウェアの開発を行った。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

中期目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教職員の適正な配置を行うとともに、退職者の後任補充については役員会管理とし、各部局の意見を聴取しながら配置を定め、学内の人材の流動化を図る。 2. 研究推進室で研究環境を把握しその整備をはかり、また研究の改善を図る。 3. 特に女性のライフスタイルに即した研究環境や研究体制を整備する。 4. 重点領域の研究推進のため、設備使用の便宜を図る。 5. 総合評価室において、第三者を交えた厳正な評価をする。
------	--

中期計画	年度計画	計画の進行状況
女性研究者の研究支援に対する具体的方策 1. 女性若手研究者を支援する常勤の特別研究員制度を発足させる。	女性研究者の研究支援に対する具体的方策 1. 女性若手研究者を支援する常勤の特別研究員制度を充実させる。	1) 特別研究員(リサーチフェローを含む)の制度に基づき、9名のリサーチフェローを採用した。

	1) 6名の特別研究員の採用を目指す。	
2. 妊娠・出産・育授乳等、女性に固有の身体条件の変化に対応すべく、一時休憩室・ベビールーム・乳幼児保育室を設置するとともに、在宅研究方法を開発して、育児等の原因による研究の中断を防止する。	2. 妊娠・出産・育授乳等、女性に固有の身体条件の変化に対応すべく、一時休憩室・ベビールーム・乳幼児保育室を設置するとともに、在宅研究方法を検討し、育児等の原因による研究の中断を防止する。	引き続き人間文化研究科棟1階のベビールームと附属幼稚園隣接のいずみナースリー（保育施設）を運用している。また、「魅力ある大学院教育」イニシアティブ（理工農系）におけるカリキュラム計画では、コンピュータを用いて自宅においても生命情報学の研究活動が継続できるよう、女性のライフサイクルに合った研究スタイルの確立を目指している。
3. 女性若手研究者に関して、妊娠・育児・介護等の特定期間中の勤務を容易にするため、柔軟な勤務体制を検討する。	3. 女性若手研究者に関して、妊娠・育児・介護等の特定期間中の勤務を容易にするため、柔軟な勤務体制を検討する。	育児休業制度を利用し、育児休業をとらない女性教員に対し校務負担を軽減するなど研究支援を確立した。それに基づき、非常勤講師を子育て支援のため配置する制度を実施に移し、女性若手教員2名（うち通年1名、半年1名）の支援を行った。 次年度以降の支援策について一部改訂を行い、支援を受けた教員への勤勉手当の削減、制度の適用範囲を明確化するための申請理由書に基づき、書面審査と面接審査を行った。
適切な研究者等の配置に関する具体的方策 1. 研究推進室、総合評価室及び総務室と連携して、研究組織の見直しの弾力化と人材の流動化を図る。	適切な研究者等の配置に関する具体的方策 1. 研究推進室、総合評価室及び総務室と連携して、研究組織の見直しの弾力化と人材の流動化を図る。 1) 大学院人間文化研究科について再編を見据えた検討を行う。	1) 大学院部局化検討委員会を発足させ、精力的な検討を行い、大学院人間文化研究科を研究院と教育院に分けるなどの方向性をまとめ、平成19年度より新しく大学院が重点化されることとなった。
	2) 特定業務を担当する講師、リサーチフェロー、アソシエイトフェローの配置の効果を確認しつつ、その量的拡大をはかる。	2) 前年度と比較すると、特定業務を担当する任期3年の講師は6名から11名に、研究に専念義務を負う任期3年のリサーチフェローは4名から9名に、特別の技能を業務に生かす任期1年のアソシエイトフェローは2名から7名に増員された。
2. 研究の活性化のため、広く学内外に人材を求めて客員教授、特任教授、研究員等とし、任期付き研究者として研究センター・研究プロジェクト・大学院専攻等に配置する。	2. 研究の活性化のため、広く学内外に人材を求めて客員教授、特任教授、研究員等とし、任期付き研究者として研究センター・研究プロジェクト・大学院専攻等に配置する。 1) 外部資金の導入による研究者採用を平成16年度実績よりさらに5名程度の増加を図る。	1) 外部資金による研究者は、教授5名、助教授2名、任期付き講師7名と、計14名に達し、前年度より3名増員した。
3. 新領域研究部門の設置、あるいは、特定領域のさらなる重点化等に関しては、複数の他大学（例えば、私学を含む複数の大学院研究科）との間に連合大学	3. 新領域研究部門の設置、あるいは、特定領域のさらなる重点化等に関しては、複数の他大学（例えば、私学を含む複数の大学院研究科）との間に連合大学院等の設置を構想し、そのための基礎研究を開	「魅力ある大学院教育」イニシアティブで重点的な研究者養成のプログラムを企画して応募し、2件採択された。これに基づいて単位互換等の他大学との連携を開始した。

院等の設置を構想し、そのための基礎研究を開始する。	始する。	
研究資金の配分システムに関する具体的方策 1．重点領域に関して、学長裁量経費によって特別配分を実施する。	研究資金の配分システムに関する具体的方策 1．重点領域に関して、学長裁量経費によって特別配分を実施する。	本学の研究重点領域は、COEの人間発達とジェンダーに加え、特別教育研究経費として概算要求に乗せた。その結果、幼保の発達カリキュラム、リスク社会のコミュニケーション能力の発達、女性リーダー育成が採択された。不採用となった研究領域には、今後の本学の研究領域として重要と位置付け、学長裁量経費を配分した。また、研究基盤として重要と思われる施設の整備にも配分した。
2．学内研究のインセンティブを考慮し、公募による学内科研を設け、研究費の重点配分を行う。特に若手女性研究者用（ポスドク、博士後期課程学生等）の学内科研を整備する。	2．学内研究のインセンティブを考慮し、公募による学内科研を設け、研究費の重点配分を行う。特に若手女性研究者用（ポスドク、博士後期課程学生等）の学内科研を整備する。 1）COEや学長裁量経費等による学内科研の配分を30名とすることを旨とする。	1）2つの21世紀COEプログラムにおいて、公募研究制度により24名の院生・若手研究者に研究資金を配分した。また、これに加え、若手研究者養成を目的とした「魅力ある大学院教育」イニシアティブが採択されたことにより、合計35名の若手研究者に総額11,350千円の研究助成を実施した。
3．ポスドクや博士後期課程学生対象の「お茶の水女子大学海外留学支援奨学金」の基金拡充に努める。	3．ポスドクや博士後期課程学生対象の「お茶の水女子大学海外留学支援奨学金」の基金拡充に努める。	今年度、新たに「120周年記念桜蔭会国際交流奨励賞」を設け、博士後期課程の学生2名に対して、奨励金を支給した。また、本学国際交流基金及び後援会からの補助により、14名の学生に援助を行った。さらに、比較日本学関係の研究を行う学生11名に対して、海外調査費を支給した。また、アジア工科大学院大学(AIT)に対するスタディツアーを実施し、現地での交流を行った。
研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策 1．重点領域研究に関しては、時限付きで共同空間内にその研究に必要なとされる施設・設備を整備する。	研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策 1．重点領域研究に関しては、時限付きで共同空間内にその研究に必要なとされる施設・設備を整備する。	2つの21世紀COEプログラム、子ども発達教育研究センター（アプリカの寄附講座）、特設遺伝カウンセリングコース及びライフワールド・ウォッチセンター等に対して、時限付きで研究スペースを提供している。
2．機器に関しては、共通機器センターによる集中管理を原則とし、同センターが共通機器の選定・購入・整備、利用方法の策定・保全・点検に当たる。	2．機器に関しては、共通機器センターによる集中管理を原則とし、同センターが共通機器の選定・購入・整備、利用方法の策定・保全・点検に当たる。	共通機器センターにより、共通利用機器の全学的共同利用と効率的稼働・管理を行うため、設備維持費を廃止し、共通機器センターに予算配分し、その中で学内共同利用大型機器の保守・点検を行った。
知的財産の創出及び評価結果を質の向上に繋げるための具体的方策 1．知的財産の創出・取得・管理及び活用に関する支援は、研究推進室が行い、評	知的財産の創出及び評価結果を質の向上に繋げるための具体的方策 1．知的財産の創出・取得・管理及び活用に関する支援は、研究推進室・知的財産本部が行い、評価に関する専門員制を設ける。	科学技術振興機構(JST)の協力を得て、知的財産アドバイザー制度を導入するなどの支援を行い、これまでにない7件の職務発明の申請があった。

<p>価に関する専門員制を設ける。</p>		
<p>その他、研究の質を保全するための具体的方策 1. 研究推進室の内部で、研究の倫理に関する問題を検討する。</p>	<p>その他、研究の質を保全するための具体的方策 1. 「お茶の水女子大学研究倫理指針」に基づき、研究推進室で、研究の倫理に関する問題を検討する。</p>	<p>種々の倫理委員会規程に即した研究が行われているかを検証するための仕組みを整えるべく、生活環境研究センター・ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理審査委員会及び生物学的研究の倫理特別委員会を設置し、未だ倫理委員会が整備されていない分野（動物実験委員会、DNA実験安全委員会）の倫理委員会設置等について、検討を進めた。</p>
<p>全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策 1. 現存する学内共同研究センター間の研究、教育及び社会サービスに関する連携を行う。</p>	<p>全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策 1. 現存する学内共同研究センター間の研究、教育及び社会サービスに関する連携を行う。</p>	<p>センター部教授会において、センター部全体の運営方針が検討され、実施に移されている。</p>
<p>2. 各研究センターの個別活動を支援すると同時に、学内共同研究センターを拠点とした研究プロジェクトの設置を奨励し、学内外の研究者が結集して共同研究を推進する。</p>	<p>2. 各研究センターの個別活動を支援すると同時に、学内共同研究センターを拠点とした研究プロジェクトの設置を奨励し、学内外の研究者が結集して共同研究を推進する。</p>	<p>各センターにおいて、競争的外部資金の獲得、受託研究等を通じた社会連携が順調に実施されている。（合計9件、総額195,474千円）</p>
<p>3. 本学に拠点を置き、産官学の研究者が蟠集して研究と人材養成を行う新しいタイプの教育研究センターの設置を検討する。</p>	<p>3. 本学に拠点を置き、産官学の研究者が蟠集して研究と人材養成を行う新しいタイプの教育研究センターの設置を検討する。</p>	<p>大学院部局化の検討において、重点的研究領域及び新たなセンターのあり方を検討している。また、平成18年度の特別教育研究経費による社会コミュニケーションセンターの設置が認められ、現在その準備を進めている。</p>
<p>学部・研究科・附属研究センター等の研究実施体制に関する特記事項 1. センター部の設置 「センター部」を設け、研究を主務とする生活環境研究センター、ジェンダー研究センター、子ども発達教育研究センター、糖鎖科学研究教育センター、ライフワールド・ウォッチセンター、ソフトマター研究センター等の学内共同研究センターを統括する。</p>	<p>学部・研究科・附属研究センター等の研究実施体制に関する特記事項 (16年度に実施済みのため、17年度は年度計画なし)</p>	<p>新しくサイエンス&エデュケーションセンターを設置した。 毎月1回センター部教授会を開き、人事案件等を審議した。</p>
<p>2. 教育サービスセンター 語学センター、留学生センター、総合情報処理センター、</p>	<p>(16年度に実施済みのため、17年度は年度計画なし)</p>	<p>留学生センターを国際教育センターに改組し、外国人留学生に対する研究サービスを充実させた。</p>

<p>保健管理センター、開発途上国女子教育協力センター、共通機器センター等教育サービスを主務とするセンターは、それぞれ相応した各室で統括する。</p>		
<p>3. その他の附属施設 女性研究者・女子職員のキャリア支援のために附設された『保育施設』を正規の施設として位置付ける。 人間文化研究科附設の『附属心理臨床相談センター』の整備について検討する。</p>	<p>1. 人間文化研究科附設の『附属心理臨床相談センター』の整備を進める。</p>	<p>施設については、生活科学部棟改修工事に伴い、相談室、家族面接室、プレールームを従来の2倍に増やす計画を立て、次年度開室に向けて、外部サービス及び大学院生の実習の場として拡大整備を行った。また、連携する外部相談機関等をより拡充し、院生に対する実習をより強化した。また、スクールカウンセラーを附属学校に派遣し、生徒の相談にも応じているなど、学内の他の機関とも連携協力を強化した。</p>

3. その他の実施状況

(1) 社会との連携、国際交流等に関する実施状況

<p>中期目標</p>	<p>1. 社会人教育の推進、特に社会人女性の勉学再開とその成果の社会還元を支援する。 2. 地域社会との相互交流を密にする。 3. 国際交流に関しては、海外各地の大学との交流協定締結を促進し、研究者及び学生の交流を活性化する。 4. 国際貢献に関しては、アフガニスタンに代表される途上国女子教育支援を強化充実する。</p>
-------------	--

中期計画	年度計画	計画の進行状況
<p>社会との連携・協力、社会サービス等に係わる具体的方策 1. 大学院博士前期課程の「社会臨床論コース」を強化し、社会人、特に教職従事者の現職研究と上位資格の取得を支援する。</p>	<p>社会との連携・協力、社会サービス等に係わる具体的方策 1. 大学院博士前期課程の「社会臨床論コース」を強化し、社会人、特に教職従事者の現職研究と上位資格の取得を支援する。</p>	<p>前年度より昼夜開講制が本格実施され、また開講授業科目数も増え受講生に、より多くの教育サービスを提供できるようになった。社会人特別選抜による入学者は平成16年度15名、平成17年度9名であるが、いずれの年度においても5名の社会人院生が専修免許取得を目指して修学に励んでいる。</p>
<p>2. 現職教員対象の研修を行う。特に「理科離れ対策」として、理科教員対象の特別授業や実験指導、あるいは、幼稚園教諭のレベルアップのための研修を積極的に実施する。これら研修に際しては、地域教育委員会との連携を密にする。</p>	<p>2. 現職教員対象の研修を行う。特に「理科離れ対策」として、理科教員対象の特別授業や実験指導、あるいは、幼稚園教諭のレベルアップのための研修を積極的に実施する。これら研修に際しては、地域教育委員会との連携を密にする。 1) 東京都、北区、文京区等との連携を図る。</p>	<p>1) サイエンス&エデュケーションセンターを設置し、東京都及び北区の教育委員会との共催及びSPP(サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト)事業で19件の理科教員の研修会を実施し、参加者の総計は、200名であった。また、子ども発達教育研究センターと幼児教育未来研究会が研修会を10回開催し、現職保育者及び育児支援事業従事者に対してレベルアップを図った。 この他、文京区、足立区との連携公開講座、北区との中学生等との理科、英語、不登校児対策等、館山市との小・中学生等の理科教育の公開実習等を、教育委員会とタイアップし</p>

		て行った。
3．社会連携・広報推進室は、研修成果の社会的還元を企てるとともに、地域社会からの本学に対する要望や協力要請を受け付ける窓口としても機能させる。	3．社会連携・広報推進室は、研修成果の社会的還元を企てるとともに、地域社会からの本学に対する要望や協力要請を受け付ける窓口としても機能させる。	COEや現代GPによる研究成果や、ライフワールド・ウォッチセンター等の再教育講座や公開講座、公開講演の広報をホームページで行うとともに、文京区、北区、足立区等地方公共団体とも連携して、本学に対する要望や協力依頼を、担当課の企画広報課で収集し、社会連携・広報推進室を窓口として全学をまとめている。
4．研究成果を活かし、北区との総合協定を結び、教育サービスを推進する。	4．研究成果を活かし、さらに自治体との総合協定を結び、教育サービスを提供する。	文京区、北区とは総合協定を結び教育支援を行うため、年度毎に実施協定を行っている。新たに葛飾区より協定の依頼があり検討した。その他SPP事業の実施に伴い多くの地方自治体とも教育支援を行っている。
産学官民連携の推進に関する具体的方策 1．民間企業との共同研究を推進し、民間企業の研究者を客員教授・特任教授・受託研究員に受け入れて相互交流の緊密化を検討する。	産学官民連携の推進に関する具体的方策 1．民間企業との共同研究を推進し、民間企業の研究者を客員教授・特任教授・受託研究員に受け入れて相互交流の緊密化を検討する。	産学官民共同研究6件、受託研究費26件の計75,416千円を受け入れた。また、外部資金により、教授4名、助教授2名、講師5名、リサーチフェロー1名、アソシエイトフェロー1名、教務補佐員12名及び民間企業の研究者を受託研究員として6名を採用した。共同研究推進のために、本学の資源を開示し、外部資金情報を収集してホームページに掲載するとともに、分野に適した情報を研究者に直接送信するシステムを構築した。産学官連携推進会議、国際バイオEXPO、イノベーション・ジャパンへ参加し、本学教員の研究内容を紹介した要覧を配付した。さらに産学連携推進方策を検討するワーキンググループを設置することとした。
2．寄付講座の設置を検討する。	2．寄附講座の位置付けを検討する。	生活科学部のカリキュラムに寄附講座の科目を組み込み、学生が単位を取得できるように整備した。また、寄附講座のポストに就いている教員に特任教授、特任助教授及び特任講師の名称を付与するなど、寄附講座の位置付けを明確にした。
3．学内に保有されるデータベースを公開し、学外諸機関からの共同研究テーマ募集する方法を検討する。	3．学内に保有されるデータベースを公開し、学外諸機関からの共同研究テーマを募集する。	教育研究者総覧がオンライン上で公開されている。また、本学教員の研究内容を紹介するため平成16年度に刊行した「研究要覧」をさらに充実させ、学内のシーズを紹介し、共同研究テーマを募集した。
地域の国公立大学等との連携の推進に関する具体的方策 1．大学間単位互換制度を拡充強化し、学部・大学院両者に係わる相互受講を促進する。	地域の国公立大学等との連携の推進に関する具体的方策 1．大学間単位互換制度を拡充強化し、学部・大学院両者に係わる相手校との相互受講を促進する。	今年度新たに東京外国語大学及び首都大学東京の大学院と本学大学院との単位互換に関する協定を結んだ。次年度にむけて東京医科歯科大学との大学院間の単位互換の協定を検討した。今年度学部学生に関する単位互換は、派遣24名、受け入れ20名であり、大学院では派遣112名、受け入れ38名であった（人数はいずれも延べ人数）
2．途上国支援のために結成された5女子大学コンソーシアムを強化充実し、国際貢献以外の目的の活動を検討する。	2．途上国支援のために結成された5女子大学コンソーシアムを強化充実し、国際貢献以外の目的の活動を検討する。	五女子大学コンソーシアム加盟校の一部と大学院レベルでの新たな連合構想を検討した。本学130周年記念事業の一環として開催した、「女子高等教育に関するシンポジウム」において、奈良女子大との間で、大学史資料の活用と共同研究の必要性が合意され、他の女子大学にも参

		加を呼びかけることとした。
<p>国際交流の推進に関する具体的方策</p> <p>1. 研究協力及び学生交流に関する協定を結んだ海外大学との連携をより緊密化し、教員・学生による相互の積極的な交流を推進する。</p>	<p>国際交流の推進に関する具体的方策</p> <p>1. 研究協力及び学生交流に関する協定を結んだ海外大学との連携をより強化し、交流プログラムの策定及び交流セミナーの実施を通じて、教員・学生による相互の積極的な交流を推進する。</p>	<p>協定校の同徳女子大学（韓国）と共同で異文化交流プログラムを実施した。</p> <p>同徳女子大学との日本語教育に関する大学院共同授業、淑明女子大学大学院とも日本学に関する大学院共同授業を実施した。</p> <p>同徳女子大学、淑明女子大学、インディアナ大学間でテレビ会議を実現し、共同授業を実施した。</p>
<p>2. 海外大学との間のダブルディグリー制度を充実させる。</p>	<p>2. 海外大学との間のダブルディグリー制度を充実させる。</p>	<p>本学とルイ・パスツール大学との大学間交流協定のもとで、2名の博士後期課程院生（人間環境科学専攻、複合領域科学専攻）に対する共同指導を行い、学位論文も提出された。「ジョイントディグリー」として学位を授与した。</p>
<p>3. 交流協定校の存在していない地域での協定を推進し、世界各地との国際交流を検討する。</p>	<p>3. 交流協定校の存在していない地域での協定を推進し、世界各地との国際交流を検討する。</p> <p>1) 開発途上国女子教育協力センター、子ども発達教育研究センターなどにおける協力の実績を踏まえて、アジア諸地域における大学・研究機関との協力協定の締結を検討する。</p>	<p>1) 途上国の大学と交流協定を締結し、大学推薦の国費留学生の拡大を目指して、ベトナム、モンゴル、パキスタンなどの地域における協定校の選定を行い、ベトナムのタンロン大学、モンゴルのモンゴル国立教育大学との交渉を行った。協定校が少ない地域としては北アメリカ、アフリカ、中国があったが、現在北アメリカでは、シカゴ心理系専門職大学院、ヴァッサー大学との連携事務手続きを完了した。アフリカではエジプトのカイロ大学、中近東ではトルコのアンカラ大学と最終段階の交渉に来ている。中国 北京外国語大学との協定を成立した。現在、香港大学、復旦大学との交渉を開始した。</p>
<p>4. 「アジア女性研究者支援奨学金」の活用により、アジア地域の女性研究者との交流の緊密化を図る。</p>	<p>4. 「アジア女性研究者支援奨学金」の活用により、アジア地域の女性研究者との交流の緊密化を図る。</p>	<p>「120周年記念桜陰会国際交流奨励賞」により、台湾からの女性研究者（国立台湾大学）1名に奨学金を授与し、本学に招へいた。また、韓国、台湾の同窓会組織を通じて、同奨励賞の存在をアピールし、積極的な応募を奨励した。</p>
<p>5. 国際シンポジウムの開催を強化する。</p>	<p>5. 国際シンポジウムの開催を強化する。</p>	<p>21世紀COEプログラム「ジェンダー研究のフロンティア」、比較日本学研究センター等に加えて、21世紀COEプログラム「誕生から死までの人間発達科学」及び開発途上国女子教育協力センターにおいて国際シンポジウムを実施した。また、比較日本学研究センターが立教大学日本学研究所との共催で11月に実施した特別シンポジウムにおいて、日本学研究の組織を有する立教大学、法政大学の関係者と会合を持ち、日本学研究の推進に向けて、今後3大学で研究交流を進めていくことで合意した。また、3月にはパリ第 大学と共催で、国際シンポジウムを開催するとともに、大学院生の共同教育を推進していくことで合意した。</p>
<p>6. 帰国した留学生との間にネットワークを形成して連絡を密にし、アフターケアをはかるとともに、国際交流の拠点としての活動を要</p>	<p>6. 帰国した留学生との間にネットワークを形成して連絡を密にし、教育・研究上のアフターケアを図るとともに、本学と連携した国際交流の拠点としての活動を要請する。</p>	<p>韓国における同窓会の結成を奨励した結果、今年度において、帰国留学生による同窓会が結成された。同時に、帰国留学生からの学位申請があり、アフターケアを図るという目的が実現した。台湾においても、同窓会との連絡を密にし、現職大学教員とのネットワーク形成によ</p>

請する。		り、国際的な研究協力体制が整備されつつある。
7. 留学生を媒介にして、地域住民に国際交流の機会を提供する。	7. 留学生を媒介にして、地域住民に国際交流の機会を提供する。 1) 異文化理解講座や外国語講座を開催するとともに、自治体の国際理解事業に留学生などを派遣する体制を整備する。	1) 今年度は外国語講座として韓国語とモンゴル語を開講した。 東京都北区で実施している中学生対象の「イングリッシュサマーキャンプ」に本学留学生2名を派遣した。 日研究生(日本語・日本文化研修留学生)12名を文京区の窪町小学校へ派遣し、各国紹介をしたり、共に給食を食べたりして交流を深めた。
教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策 1. 開発途上国女子教育協力センターを中核として、アフガニスタン女子教育支援を始めとする途上国の女子教育の協力体制を整える。	教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策 1. 開発途上国女子教育協力センターを中核として、アフガニスタン女子教育支援を始めとする途上国の女子教育の協力体制を整える。 1) 理科教育、保健教育などの分野での研修プログラムを充実させるとともに、教材開発を進めて、現地における研修機会の拡大をはかる。 ----- 2) 東南アジアにおける乳幼児保育支援について拠点形成事業を進める。	1) 理学部を中心に、本学での現職教員研修のプログラムたき台にしてアフガニスタン・開発途上国などで使用できる理科教材の開発を行った。 2) 開発途上国女子教育協力センターに当該の担当部門を設置し、文部科学省「拠点システム事業」の実施を進め、乳幼児保育支援のための情報基盤整備、途上国からの研修員受け入れ、及びネットワーク構築を行った。
2. 途上国からの国費留学生招聘を積極的に行う。	2. 途上国からの国費留学生招聘を積極的に行う。	アフガニスタンからの特別枠の国費留学生受け入れについては、3年目に入っているが、今年度は留学生の希望を容れて、実験指導、生活指導など、教育環境の整備を図り、教育成果をあげた。そのうち1名は、本年度末修士号を授与された。
3. 途上国からの留学生支援対策として、卒業生や地域の有志と提携して、ホームステイ及びペアレント制度の実現を検討する。	3. 途上国からの留学生支援対策として、卒業生や地域の有志と連携して、ホームステイ及びペアレント制度の実現を検討する。	五女子大学コンソーシアムで実施しているアフガニスタン女性研修において、各家庭に2人ずつのホームビジティングを行っている。また、短期国際交流プログラムで、ホームステイやホームビジットを実現するため、受け入れてくれる家族を募るアンケートを実施した。

(2) 附属学校に関する実施状況

中期目標	1. 大学の教育研究のための実験機関としての性格を明確化し、公教育の実施困難な教育課題に関して常に先導的な実践研究を遂行し、その成果を公教育等に還元して、教育の本質とその実践形態に関する問題提起と解決方法を示すことを目的とする。 2. 大学の研究施設「子ども発達教育研究センター」によってなされる、大学と附属学校の連携による発達と教育の研究の実験的場を提供する。 3. 大学が着手しているアフガニスタン女子教育支援活動に協力し、来日研修団に研修の場を提供する。
------	--

中期計画	年度計画	計画の進行状況
1. 運営方針について、附属学校部を介して常に大学との意向調整を行う。	1. 運営方針について、附属学校部を介して常に大学との意向調整を行う。	附属学校部長は、教育研究評議会・部局長連絡会に常時出席し、附属学校運営に関して附属学校の意向の大学への伝達、大学の意向の附属学校への伝達に勤めている。附属学校委員会は年間16回開催した。 今年度の改善事項として、事務局が附属学校委員会のメンバーとなっているほか、教育機構長も附属学校委員会に極力出席している。
2. 幼稚園・小学校・中学校・高等学校の4附属が同一キャンパスにある特色を活かし、4校連携研究開発学校の指定を受けるために、「子ども発達教育研究センター」において学校間移行接続に関する研究課題を設定して体制作りを図る。	2. 幼稚園・小学校・中学校・高等学校の4附属が同一キャンパスにある特色を活かし、「子ども発達教育研究センター」を中心に学校間移行接続に関する研究を進める。 1) 「幼・小・中12年間の学びの適時制と連続性を考えた連携型一貫カリキュラムの研究開発」を進める。	1) 3年間にわたる「幼・小・中12年間の連携型一貫カリキュラム」研究開発活動の1年目として子ども発達教育研究センターと附属学校園による研究組織を作り、合同研究会(11回)授業実践研究会(3校園合わせて31回)外部委員を交えた運営指導委員会(2回)等を開催した。カリキュラム開発のための実践研究の一環として、合同公開研究会(2月16、17日)を開催し、全国から延べ約3,200人の参加者があった。日常の授業参観や学校訪問は、3校園合わせて88件、638名にのぼった。
3. 高大連携教育を実施し、大学の授業聴講を認める制度を発足させる。また、高校で特別な教育カリキュラムを編成した上で、受講生に大学入学を許可する制度の導入を検討する。	3. 高大連携教育を継続する。また、高校で特別な教育カリキュラムを編成した上で、受講者に大学入学を許可する制度(高大連携特別教育プログラムに基づく特別選抜)を平成20年度から実施する。	高大連携実施委員会を新設し、附属高校、大学間で密接な連携をとりながら当該事業を含め、高大連携プログラムを進める体制を作った。また、高大連携教育プログラム“教養基礎(国、数、英)”及び附属高校生の大学の授業の履修を実施した。
4. 大学理学部との緊密な連携により、理数科教育の強化を図る。	4. 大学理学部等との緊密な連携により、理数科教育の強化を図る。	附属学校と理学部の教員とによる理数協議会での議論を継続して行っている。今年度は、附属高校でのアンケート調査を実施し、それを踏まえ、高校及び大学における理数及び情報の学力、扱うべき内容について検討した。
5. アフガニスタン女子教育について、附属学校における研修に協力する。	5. アフガニスタン女子教育を始めとする、開発途上国女子教育協力センターの活動に附属学校を活用する。	アフガニスタン女性教員研修に際し、附属学校部からの協力を得て研修を行い、(1)学校運営と保健教育に関する講義、(2)附属小中高での授業参観、(3)附属高校教員との意見交換、(4)附属高校生徒との交流などを実施した。また、タイから附属高校に2名の女子留学生を受け入れ、日本の大学への進学を目指した教育を実施している。

業務運営の改善及び効率化

1. 運営体制の改善に関する実施状況

中期目標	1. 機動的でダイナミックな運営体制を確立するとともに、総務室で運営体制の改善を図る。 2. 教員組織と職員組織のより緊密な連絡を図って、両者の一体化を目指すとともに、人員の流動化を図り、人員配置を適性化することを基本方針とする。
------	--

中期計画	年度計画	計画の進行状況
1. 理事長（経営の長）兼学長（教学の長）としての資質を備える人物を選出し得るような学長選考のシステムを確立する。	1. 新たな学長選考システムを実施することによって明らかとなった評価すべき点、問題点を検討し、4年後の学長選考に備える。	平成16年に実施された学長選挙で学長候補推薦委員であった教員に、現行学長選挙システムに関するアンケート調査を行い、それに基づいて学長選考会議規則の一部改正を検討した。 その一環として、学長選考会議の学内委員を、副学長、3学部長から、人間文化研究科長、3学部長に改めた。
2. 役員会、経営協議会、教育研究評議会、教授会の機能分担を明確化し、大学の意志決定の透明化を図る。	2. 役員会、経営協議会、教育研究評議会、教授会の機能分担を明確化し、大学の意志決定の透明化を図る。	各学部教授会の冒頭で、学長がテレビ会議システムを用いて大学運営などに関する意志を全教職員に伝達することが開始された。これにより、早く正確に学長の意見が伝わった。従来の部局長会議を部局長連絡会に改め、意見聴取と連絡調整の場とした。 教員人事は教育研究評議会で投票を行って決定する、教員公募は学長名で行い、公募条件も役員会を経由して決定するなど、人事に関する新たな規定を設けた。
3. 総務室、財務室、総合評価室、教育推進室、学生支援室、入試推進室、国際交流室、研究推進室、社会連携・広報推進室、女性支援室、情報推進室を設置し、教員と職員とが連携して、迅速に問題の解決、改善を図る。理事及び副学長は機構長を勤め、責任ある体制を構築する。	3. 総務室、財務室、総合評価室、教育推進室、学生支援室、入試推進室、国際交流室、研究推進室、社会連携・広報推進室、女性支援室、情報推進室を設置し、教員と職員とが連携して、迅速に問題の解決、改善を図る。理事及び副学長は機構長を務め、責任ある体制を構築する。 1) 室の名称の是非、統廃合を含めた室間の連携、室と上部機構・教授会との機能の分担、室と各種委員会との役割分担などの点で、改善の余地がないかどうか検討を加える。	1) 2年間の室体制の運用の実績を検討し、以下の制度設計を行った。平成18年度より実施する。 学長の戦略目的に関わる諮問に迅速に応え、複数の室にまたがる問題を企画立案し、及び連絡調整にあたる企画経営統括本部を設けることとした。 社会連携部門を広報推進室から切り離して、研究推進室とあわせることとした。
4. 役員会の主導の元に、教員組織と事務職員組織の代表による「業務運営連絡会」を開催し、業務運営の改善を図る。	4. 役員会の主導の元に、教員組織と事務職員組織の代表による「業務運営連絡会」を開催し、業務運営の改善を図る。	全学的規模で教員と職員が協力して事にあたる事のできる組織を目指し、以下の措置を平成18年度より採用することを決定した。 企画経営統括本部を新設し、学長の戦略目的に迅速に対応し、学長の委託する課題に応える。 学長補佐を置き、学長の命の下に特定事項について企画立案及び連絡調整を行う。また顧問（経営改革担当）を置くこととした。

2. 教育研究組織の見直しに関する実施状況

中期目標	教育研究に関する本学の目標の達成と、学術文化の動向や社会の要請、本学に学ぶ学生達のニーズなどを見極め、相応しい組織のあり方を追求し一定期間毎に組織の見直しを企てる。そのために、教育研究組織を固定せず、時限付きを原則として、適切な評価に基づいた弾力的な設計により、改組・改革を容易にすることを基本方針とする。
------	---

中期計画	年度計画	計画の進行状況
1. 学部における学科及び研究科の専攻の存在意義、学生定員・教員数の維持は、3年終了時に適正な複数の評価軸に基づく評価を行い、評価結果によって変更を検討する。	1. 学部における学科及び研究科の専攻の存続意義、学生定員・教員数の維持は、3年終了時に適正な複数の評価軸に基づく評価を行い、評価結果によって変更を検討する。	3年終了時の評価の準備として、教育研究調査書、学生による授業評価アンケート、学生生活アンケートなどの調査を進め、学生定員・教員数等に係る検討を行った。

3. 人事の適正化に関する実施状況

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> 1. 教職員について、組織の観点、教育研究の観点から適宜見直しを行い、適性化と流動化を図る。 2. 男女共同参画社会を実現するため、ジェンダーを考慮した人事制度を構築する。 3. 能力・適性等を勘案し、適材適所の人員配置を行う。 4. 教職員の任用・昇任・身分異動などは評価を実施し、その結果を受け、差別なく適正に行う。
------	---

中期計画	年度計画	計画の進行状況
<p>人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策</p> <p>1. 総合評価室において、3年終了時に人材の評価を実施し、最適なポジションへの配置を行う。評価に当たっては、多様な評価軸を設定し、多面的な評価を行うよう工夫する。評価過程及び評価結果の透明性を期すべく、プライバシーに関する十分な配慮の上での公表について検討する。</p>	<p>人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策</p> <p>1. 総合評価室において、3年終了時に人材の評価を実施し、最適なポジションへの配置を行う。評価に当たっては、多様な評価軸を設定し、多面的な評価を行うよう工夫する。評価過程及び評価結果の透明性を期すべく、プライバシーに関する十分な配慮の上での公表について検討する。</p>	<p>3年終了時に人材の評価を実施し、最適なポジションへの配置を検討するために、総合評価室において、部局別評価要綱、個人活動評価要綱を作成した。個人活動評価においては、教育、研究、社会貢献、大学運営への貢献という4領域を設定し、各領域別の評価と総合評価を行う設計とし、多面的な評価に配慮した。教員活動状況データベースを基に、個人別に「教育研究活動状況報告書」を自動作成する機能を開発した。</p>
<p>2. 評価結果を昇進・昇格、あるいは給与面に反映させることについて、その実効性と問題点を検討し、学内外のコンセンサスを形成しつつ、相応しい方法で実行に移す。</p>	<p>2. 評価結果を昇進・昇格、あるいは給与面に反映させることについて、その実効性と問題点を検討し、学内外のコンセンサスを形成に努める。</p>	<p>教員に対する総合評価システムが整備され、そこから得られた教育、研究、社会貢献、大学運営への貢献などの面の点数による評価を昇給に反映させるシステムを定め、全学の教員に説明会を行い、過半数代表者の同意を得た。</p> <p>事務職員に対しても、平成18年度から、役割達成度や職務行動を評価する方式を新たに導入し、勤務の結果に対する適切な処遇を図ることとした。</p>
<p>柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策</p> <p>1. 内外から相応しい人材を選任し得るよう、外国人教師の特別雇用制度等、柔軟な人事制</p>	<p>柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策</p> <p>1. 内外からふさわしい人材を選任し得るよう、外国人教師の特別雇用制度等、柔軟な人事制度の設計を検討する。</p>	<p>60歳時に定年を選択できる制度、希望により給与削減を伴うが業務を軽減できる制度の導入により、教員の勤務の在り方を弾力化すると同時に、人件費の削減に資することとした。卓越した研究者、教育者を招聘する制度を検討した。</p> <p>外国人教師の雇用制度を見直し、給与改定等</p>

度の設計する。		を伴う新たな外国語教員制度を設け、平成18年4月1日から施行することとした。(資料編P.100~P.101参照) 一般教員とは別に、特別教育研究経費(競争的資金)で措置された新規プログラムにおいて、その継続期間を限度とした教員の採用制度を定めた。
2. 欠員補充に関しては、欠員ポストは原則として学長手持ちとし、教育研究評議会その他学長の委嘱する組織の審議を経て、全学的・戦略的な観点から配置ポジションを決定する。	2. 欠員補充に関しては、欠員ポストは原則として学長手持ちとし、教育研究評議会その他学長の委嘱する組織の審議を経て、全学的・戦略的な観点から配置ポジションを決定する。	教員の欠員ポストはすべて学長手持ちとし、全学的・戦略的な観点から学長の主導のもとに配置する枠を今後5年間で14と定めた。 全学的・戦略的な観点から役員会が、後補充をすることを認めた平成18年3月末定年・中途退職教員の9ポストを教育研究評議会において決定し、それに基づく教員選考を行った。
3. 定年後の人材を、特任教授等の呼称で特定業務のために任用する。	3. 定年後の人材を、客員教授、特任教授として任用し、特定業務のために活用する。	新たに定年退職者を1名客員教授に任用した。前年度から引き続き任用している者をあわせて、定年後の人材活用は3名となる。また、客員教授制度について見直しを行い、新たに教育・研究の支援として、特定のプログラムの策定及び実施に関する業務を委嘱する者についても、客員教授とすることとした。 外部資金受入期間を雇用限度とした教員を、特任教員として採用する制度を、一般教員とは別に設けた。特に必要と認める者については、特任教授、特任助教授等の呼称を付与することとした。
4. 非常勤講師の効率的な配置を検討する。	4. 非常勤講師の効率的な配置を検討する。	コア科目、教職科目関係のうち、開講クラス数の多い授業科目について受講学生数に基づき見直しを行い、クラスを10時間分削減することにした。また、学部各学科、大学院各専攻に対し、実態の調査・照会を行い、効率的配置に努めた。
5. 教員の研究支援のためのサバティカル制度について検討する。	5. 教員の研究支援のためのサバティカル制度の円滑な運用を図る。	教員の研究支援のためのサバティカル制度が開始され、今年度は2名が利用した。
6. 職員に対しては、短期海外研修制度を整備するとともに、リフレッシュ制度を拡充する。	6. 職員に対する短期海外研修制度を充実するとともに、リフレッシュ制度を拡充する。	専門性の高い分野の職員2名を、台湾大学及び台湾政治大学に派遣し、先進的な取り組みについて研修を行い、大きな成果を上げた。また、本学の在り方について、詳細な報告書を通して提言を行った。
7. 非常勤職員について、育児休業、介護休業制度を導入する。	(16年度に実施済みのため、17年度は年度計画なし)	
8. 裁量労働制の導入を検討する。	7. 子育て期間中の職務の軽減措置を職員にも適用する可能性を検討する。	平成16年度に改正された人事院規則を参考に、育児・介護を行う職員の仕事と家庭の両立支援策の検討を開始した。その一環として次世代育成支援対策行動計画を策定した。
	8. 裁量労働制の円滑な運用を図る。	教員に裁量労働制を採用して2年目になり、趣旨、制度の一層の理解、定着が図った。
任期制・公募制の導入	任期制・公募制の導入など教	以下のポストには任期を付している。比較日

<p>など教員の流動性に関する具体的方策</p> <p>1. 特定ポストや外国人教員に関しては、任期制を導入する。</p>	<p>員の流動性に関する具体的方策</p> <p>1. 特定ポストや外国人教員に関しては任期制を拡大する。</p>	<p>本学研究センター講師（3年）、講義のみを担当する講師（3年）、特定の業務を担当する講師（3年）、研究専念義務を負うリサーチフェロー（3年）、専門的知識を生かす業務に従事するアソシエイトフェロー（1年）、すでに任期制度を適用している教員以外にも、3名の外国人教師について、制度の適用を拡大した。また、外国人教師については、雇用制度そのものを見直し、平成18年度から、任期を付した新たな「外国語教員制度」を設けることとした。</p>
<p>2. 教員の新規採用は、原則として公募制とする。</p>	<p>2. 教員の新規採用は、原則として公募制とする。</p>	<p>助手以上の大学教員は新規採用の場合は公募制を原則としている。今年度中に選考を行った新規採用は12件であるが、うち10件は公募による。残る2件のうち、1件は既に該当期間から認定済みの課程申請書類に後補充者と記載されていた事例、1件は大学施設安全管理の観点から内部昇格がベストの選択であったという事由による。</p>
<p>外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策</p> <p>1. 各分野に相応しい外国人教員のための雇用システムを検討する。</p>	<p>外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策</p> <p>1. 各分野にふさわしい外国人教員のための雇用システムを検討する。</p>	<p>今年度の外国人教員の任用数は、助教授2名、講師1名、リサーチフェロー2名である。常勤の教授・助教授・講師や任期制のリサーチフェローの中に常時少なくとも複数の外国人教員が含まれることを雇用システムの原則とすることについて協議を継続している。</p>
<p>2. 女性の教員比率の低い領域の新規教員採用に関して、学位・業績・能力等が均等の場合は、女性を優先するという原則を設ける。</p>	<p>2. 学位・業績・能力等が均等の場合は女性採用を優先するという原則を継続する。</p>	<p>学位・業績・能力等が均等の場合は女性採用を優先するという原則を継続しており、今年度における教員の新規採用者17人中、女性は12人である。</p>
<p>3. 女性の役職への登用を促進する。</p>	<p>3. 女性の役職への登用を促進する。</p>	<p>今年度の役職（教員）数と、その中に占める女性の数は以下のようにになっている（女性の数を括弧内に示す）。学長1（1）、理事・副学長5（3）、部局長5（2）、評議員11（2）、附属校園長4（1）、附属校園教頭4（3）、合わせて、30名中12名が女性である。</p>
<p>事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策</p> <p>1. 事務職員の採用は他大学と協力して採用試験を実施する。専門性の高い職種については、職務経験や資格を有する人材を柔軟に確保できる制度を構築する。</p>	<p>事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策</p> <p>1. 事務職員の採用は他大学と協力して採用試験を実施する。専門性の高い職種については、職務経験や資格を有する人材を柔軟に確保できる制度を推進する。</p>	<p>事務職員の採用について、試験採用だけではなく、専門性の高い人材を幅広く確保するため、公募により採用できる制度について検討を行った。今年度は、特に図書業務について、高い専門性を持つ人材を登用した。また、平成16年度から引き続き、専門的職種に従事するアソシエイトフェローを採用している他、平成18年度より、参与及びJSTの知的財産アドバイザーを新たに採用することとした。</p>
<p>2. 民間企業等への派遣等、実践的な研修制度を整備する。</p>	<p>2. 民間企業等への派遣等、実践的な研修制度を整備拡大する。</p> <p>1) 特に企業の政策総合研究所等における研修実施計画を策定し、総合的にサポートできる人材の養成を目指す</p>	<p>1) 民間経営を学ぶことを目的とした人材養成研修制度について、私学（日本女子大学）と研修出向制度を構築し、平成18年4月から研修を実施することとした。</p>

	す。	
	2) 民間企業へ短期派遣し、研修を実施する。	2) 民間企業への派遣研修については、今年度構築した互いに経営手法を学び合う、職員の相互派遣制度に基づく協定計画作成に着手した。
3. 他機関との人事交流を拡充する。	3. 他機関との人事交流を拡充する。	人材育成の観点から、東京大学、筑波大学、大学評価・学位授与機構、放送大学学園、日本学生支援機構との人事交流を引続き行うとともに、平成18年4月より、新たに国立情報学研究所から女性の管理職を登用することとした。
4. 女性の役職への登用を促進する。	4. 女性の役職への登用を促進する。	平成18年4月から新たな組織としてスタートする図書・情報課に、その分野の職務経験を有する女性管理職を登用することとした。また、女性の役職への登用として、課長補佐の職を1、さらに係長を2名新たに追加配置することとした。
中長期的な観点に立った適切な人員(人件費)管理に関する具体的方策 1. 学生数に対する教職員比率に関して、教育面を重視しつつ経営面を配慮して適正率の検討を行い、人員に関する基本方針を策定する。	中長期的な観点に立った適切な人員(人件費)管理に関する具体的方策 1. 学生に教授する教育の質を堅持する、また、学生に提供するサービスを充実させることを基本方針とし、人員管理を行う。	総人件費改革に取り組むとともに、全学的視点から戦略的・重点的な人員配置が可能となるよう、既存の教育研究組織の見直し方針を策定した。特に平成18年3月末定年・中途退職教員の9ポストについて、教育研究評議会において決定し、教育の質を堅持するような教員選考を行った。

4. 事務等の効率化・合理化に関する実施状況

中期目標	1. 事務職員の意識改革の推進を図り、職員個々の能力の開発を進める。 2. 事務処理の見直しを行い、事務の効率化・迅速化を図る。 3. 効率的な事務遂行のための課・系の再編統合を検討し、機能的な事務処理体制の構築を図る。 4. 真に必要な専門職制の導入
------	---

中期計画	年度計画	計画の進行状況
事務職員の資質向上等見直しに関する具体的方策 1. 研修会、マネジメントセミナー等を通じ、大学経営への参画意識を高める。	事務職員の資質向上等見直しに関する具体的方策 1. 研修会、マネジメントセミナー等を受講させ、大学経営への参画意識を高める。 1) 計画的な研修会、マネジメントセミナー等の企画立案	1) 組織改革、組織マネジメントの方法について、学外の専門家による講義、財務会計に関するセミナー及び消費税に関する研修会、個人情報セキュリティセミナーを企画・実施し、大学経営意識等の向上を図った。さらには、ビジネスマナー研修を行い、的確な対応能力の向上を図った他、2日間に渡りパソコン研修会を実施し、事務処理能力のスキルアップを図った。
	2) 中央省庁・企業等への事務職員派遣研修等の実施	2) 学校経営や業務運営を学ぶため、中央省庁等が企画する研修に61名、企業が企画する研修に1名派遣した。
	3) 海外研修の実施	3) アジア地域における海外研修を企画し、台

		湾大学及び台湾政治大学に若手職員2名を派遣し、先進的な取組について研修を行い、大きな成果を上げた。また、本学の在り方について、詳細な報告書を通して提言を行った。
2. 業務コスト意識の高揚を図る。	1) 業務コスト分析	1) 大口の郵便物の発送を、日本郵政公社より廉価な民間業者に委託した。書籍の共同購入、規則集・新聞・雑誌の購入見直し等の節約を実施した。
事務の効率化・迅速化等に関する具体的方策 1. 業務運営の迅速化を図る。	事務の効率化・迅速化等に関する具体的方策 1. 業務運営の迅速化を図る。 1) 各課個々に対応してきた共通業務の集約化を図る。	1) それぞれが共通性の高い業務を有していた、人事・給与・共済業務の総務課への一元化の準備を進め、平成18年4月からの実施体制を整えた。また、部局に分散している図書業務を附属図書館に一元化するための方策について検討した。 他に、平成16年度末に導入した学務システム及び学生支援システムの基本となる学籍データベースを有効利用し、学務課と学生課とで行ってきた証明書の発行を一元化し、学生課の証明書自動発行機で発行できるようにした。特に、成績証明書は学務課に申請することなく、いつでも学生が自分で発行できるようになった。
	2) 業務分析に基づく職務権限の明確化を図り納入業務等の迅速化を図る	2) インターネット調達の導入について、導入済みの他機関への調査及び意見交換を行い、本学の仕様に合わせた形での将来的な導入を目指して検討を行った。
2. 事務書類の簡素化を図る。	2. 事務書類の簡素化を図る。 1) 諸会議などの必要書類の厳選化	1) 会議等の必要書類について、事前打合せの上、議題・資料の厳選化を図り、参考レベルの資料は、事前に電子ファイルにより送付し、会議当日の配付を行わないこととした他、前回使用した資料を再度使用する場合は、再度配付せず、持参してもらうよう周知したり、両面コピーを活用し、枚数を抑えることに務めた。
	2) 諸会議及び通知などのペーパーレス化の推進	2) 諸会議の通知、会議後に作成した議事要旨等は、電子ファイルにて送付し、紙による配付は行わないよう務めた他、会議時の配付資料についても、両面印刷を活用した。また、事務職員については、グループウェアを導入・利用することにより、連絡事項や、スケジュールの伝達、会議室の管理などの業務について、紙媒体の使用を抑えるよう務めた。
	3) 保存書類の分別の徹底	3) 法人文書ファイル管理簿の分類に沿った形でファイリングし、保存義務期間を満了したものに対しては、適宜処分を行った他、今年度は、平成18年3月の事務局移転に伴い、保存書類の保管場所の整理を行い、大量の書類を廃棄した。また、適切な分別を行うために、事務及び事業の性質、内容等に応じて系統的に分類した分類基準表を作成し、年に一度、見直しを行っている。
3. アウトソーシング可能な事務の外部委託の	3. アウトソーシング可能な事務の外部委託の検討を行う。	運営費交付金の費用対効果を推進するためのコスト削減策として、海外語学研修の旅行会

<p>検討を行う。</p>		<p>社への委託、授業料徴収（口座自動振替）を行う際の、事前通知の発送業務、広報誌の作成業務、セクシュアル・ハラスメント調査アンケートの集計業務等について、外部委託を実施した。この他、附属図書館における夜間及び土曜日のカウンター業務、学生宿舎の管理業務等についての外部委託の導入について、検討を行った。</p>
<p>4．繁忙期の事務量を分析し、効率的な事務処理体制の導入を検討する。</p>	<p>4．繁忙期の事務量を分析し、効率的な事務処理体制の導入を検討する。 1)大学の事務は学生の入学、卒業に関わる時期に仕事が集中する傾向がある、(特に学生関係事務、及び収納事務など)この繁忙期に応じた協力体制の検討</p>	<p>1)事務局各課において、係の枠を越えた、セクション横断的な協働体制を敷くことによって、繁忙期の業務の効率化を図った他、繁忙期の事務量の分析を行い、平成18年度からの事務組織の改編に反映させた。また、学部・大学院入試、入学・卒業式、大学見学会等の行事の際には、全学的な協力体制のもとに効率的な事務処理体制をとった。</p>
<p>5．電算システムの充実を図る。</p>	<p>5 電算システムの充実を図る。 1) 学生の在籍状況及び就職状況、教員の授業担当状況など全学データベース化</p> <hr/> <p>2) 学生支援システム（入学料免除・授業料免除、入寮選考、就職管理、その他）の構築</p> <hr/> <p>3) 職員証のICカード化</p> <hr/> <p>4) 各課の保有する学生や教職員の個人データの共有化の推進</p>	<p>1)「教育」、「研究」、「社会貢献」、「管理運営」に係る諸活動の情報を集約した、「教員活動状況データベース」を構築し、各教員による、個人データの入力作業を実施した。また、ウェブ上で学部生が履修登録を行えるようになり、利便性を向上させた。また、これに伴い、従来は登録票を外部に入力を委託していたが、不要になった。学部生の成績証明書において、証明書自動発行機での交付が可能になった。</p> <hr/> <p>2) 学生支援システムを構築し、入学料・授業料免除、入寮選考、学研災保険加入情報、就職管理、学生証発行データ及び証明書発行機に関する業務を行った。</p> <hr/> <p>3) 試験的に事務系常勤職員にICカードを発行し、建物の入退館システムに利用した。さらに、ICカード型身分証明書の仕様（搭載する機能や発行対象者の選定）について検討を行い、今年度末に導入した。</p> <hr/> <p>4) 関係課職員で構成されたワーキンググループを設けて、各課所管のデータベースの現状について確認・分析し、今後の共有化や統合化に向けての具体的な方向性について、検討した。また、先進的な取組を行っている他大学担当者へ意見聴取を行った。現行汎用システムの人事給与システムを、新たなシステム（全学的に互換性のあるもの）に切り替えるための検討を行い、次年度より導入することとした。</p>
<p>課・系の再編統合等に関する具体的方策 1．関連を持ちながら分散している各課の再編統合を図る。</p>	<p>課・系の再編統合等に関する具体的方策 1．関連を持ちながら分散している各課の再編統合を図る。</p>	<p>情報発信、外部資金の獲得及び図書情報システムと広報活動の連携充実を図るため、企画広報課、国際・学術課、附属図書館を再編し、次年度より新たに広報渉外課、国際交流課、学術研究課及び図書・情報課とする事務組織改革を行うこととした。また、事務を統括する事務局次長を設けることとした。</p>

2．国立大学法人会計の導入及び効率的な事務の遂行のための係の再編統合を行う。	2．国立大学法人会計の導入及び効率的な事務の遂行のための係の再編統合を行う。 1) 国立大学法人会計導入に伴う係体制の見直し	1) 国立大学法人会計導入に伴う係体制を維持し、効率的な業務を遂行するために、係の垣根を越えたプロジェクトチームを編制して対応した。
3．学長を直接サポートする組織を検討する。	3．学長を直接サポートする組織を検討する。 1) 学長、役員組織の事務サポート体制の整備の検討	1) 事務サポート体制の整備について検討を行い、平成18年度より、学長直属の事務組織として企画経営上の戦略的な事項について企画立案するため、企画経営統括本部を、また、学長秘書機能、監査機能の充実強化を図るため、学長秘書室、監査室を見直し、位置付けを明確化することとした。
4．総務室、財務室及び教育推進室等、各室体制を直接支える事務組織を検討する。	4．総務室、財務室及び教育推進室等、各室体制を直接支える事務組織のさらなる検討。	次年度より、社会連携・広報推進室を広報推進室に、研究推進室を研究推進・社会連携室にそれぞれ改組することに対応し、支援する事務局各課の分掌を見直した。
<p>専門職制の導入に関する具体的方策</p> <p>1．国際交流部門、情報処理部門等専門性の高い部署への専門的知識を持った者の任用を促進させる。</p>	<p>専門職制の導入に関する具体的方策</p> <p>1．国際交流部門、情報処理部門等専門性の高い部署への専門的知識を持った者の任用を促進させる。 1) 国際交流部門には国際感覚と語学の才能を有した教員と事務の職分の両方をこなせる人材、入試には経年の継続性と専門性、大学の情報化のトータルシステムの構築できる専門職、就職指導と職業観形成に関する資格取得に関する講座の開設等専門的要素等を強化し得る専門職の確保と人材養成を図る。</p>	1) 国際交流室において、国際感覚と語学の才能を有した、教員と事務の職分の両方をこなせる人材として業務講師を採用し、国際交流窓口業務にあたらせた。また、前年度から引き続き「アソシエイトフェロー」を雇用し、語学研修や、本学の公式ウェブページのデザイン等、専門性の高い業務にあたらせた。その結果、国際交流や国際協力事業が進展した。

財務内容の改善

1．外部研究資金その他の自己収入の増加に関する実施状況

中期目標	国立大学法人としての自立性を高めるため、また、教育・研究・社会貢献等の大学の主要な機能の向上を図るため、外部資金その他の自己収入の確保に努める。
------	--

中期計画	年度計画	計画の進行状況
<p>科学研究費補助金、受託研究、奨学寄付金等外部資金増加に関する具体的方策</p> <p>1．競争的研究資金の申請件数を増加させるため、全学的に支援する体制を強化する。</p>	<p>科学研究費補助金、受託研究、奨学寄付金等外部資金増加に関する具体的方策</p> <p>1．競争的研究資金の申請件数を増加させるため、全学的に支援する体制を強化する。 1) 研究費配分において、外部資金獲得へのインセンティブを引き出す措置を講ず</p>	1) 今年度からインセンティブ枠を設け、比率の考え方を導入し、外部資金等獲得努力を研究費の配分額に反映している。外部資金獲得が全学的な課題であることの認識が高まった。ヒアリング・助言のプロセスを加えたことにより成果を生んだ。学長のリーダーシップのもと、全学で外部資金獲得に取り組み、外部資金採択件数も増加した。産学官民共同研究6件、受託研究費26件の総計75,416千円

	る。	を受け入れた。
	2) 研究助成情報を収集し、学内に周知する。	2) 研究推進室のホームページの充実を図り、学内教員への競争的資金情報、研究助成金情報を配信し、学外に周知した。
2. 大学を広く外部に広報し、海外を含め大学の認知度を深める。	2. 大学を広く外部に広報し、海外を含め大学の認知度を深める。	英文の大学案内を国際・学術課が作成し、海外の大学等に送付して大学の広報に努めた他、大学のホームページも英文化に努めつつ掲載している。また、学長はじめ理事や教員、大学院生が海外の講演会等で発表したり、舞踊の研究発表をパリやベルリンで行うなどし、広く大学の広報に努めた。
収入を伴う事業の実施に関する具体的方策 1. 確実な学生確保による安定的な収入確保を図る。	収入を伴う事業の実施に関する具体的方策 1. 確実な学生確保による安定的な収入確保を図る。	研究科、学部単位では、すべて定員を上回る学生が確保されている。さらに、将来的な学生の確保を確実にするため、入学者アンケート、入学辞退者追跡調査を行った。また、出願者数、入学者数、入学後の学生の動向、カリキュラム編成などを鑑み、3年次編入学の定員を適正規模に再配分した。
2. 社会に対して果たすべき役割と、社会のニーズを総合的に勘案して、入学検定料、入学料、授業料の額を検討する。	2. 社会に対して果たすべき役割と、社会のニーズを総合的に勘案して、入学検定料、入学料、授業料の額を検討する。	教育研究の充実を図るため、国立大学授業料標準額のアップに対応して、授業料のアップ(15,000円)を実施した。授業料アップに伴い大学の増収となる入学定員外の学生に係る授業料増加分(約900万円)を活用し成績優秀者に対する奨学金制度(@50万円×20人=1,000万円)を創設した。また、民間企業の特設講座については、応募者の増大に対応して、入学検定を行うこととし、検定料徴収を決定、実行した。特設講座の授業料については半額にし、資質向上を目指して受講する保育士への支援として位置付けている。
3. 公開講座等の社会貢献を積極的に行い、講習料等の収入の増加を図る。	3. 公開講座等の社会貢献を積極的に行い、講習料等の収入の増加を図る。	どのような公開講座を設けるかを、各種の研究会や公開講座で調査した。その中で、今年度は本学教員を講師とした地域社会への貢献として本学独自の公開講座「子育てのための身近なリスク管理論」を平成18年1月から2月に5回実施し、参加者225人(全5回の延べ人数)、1人3,000円(1回限りは1,000円)の受講料で、16万3千円の収入を得た。 さらに今年度は社会貢献を積極的に行い、文京区と「サイエンス・パートナーシップ・プログラム」等数回、北区と「理科実験講座」、「子ども学びワークショップ」、「楽しい英語への招待」等15回、足立区と「今どき子育て講座」の連携公開講座を実施した。
4. 大学施設を積極的に開放するための方策を検討する。	4. 大学施設を積極的に開放するための方策を検討する。	本学で実施される本学主催と社会連携による公開講座の2つが有効に機能した。大型外部資金によるCOEプログラムが実施する講演会などが大学施設の開放に効果があった。 夜間セミナーの開催は、大学施設の積極的開放として有効であった。

2. 経費の抑制に関する実施状況

中期目標	管理業務の合理化、効率的な施設運営及び事務の合理化、人員配置の適正化等を進めることにより、管理的経費の抑制を図る
------	--

中期計画	年度計画	計画の進行状況
<p>管理経費の抑制に関する具体的方策</p> <p>1. 事務の外部委託や非常勤職員の効率的な配置について検討する。</p>	<p>管理経費の抑制に関する具体的方策</p> <p>1. 事務の外部委託や非常勤職員の効率的な配置について検討する。</p>	<p>附属図書館における夜間及び土曜日のカウンター業務の効率的な配置を検討し、実施した。学生宿舍の管理業務等についての外部委託の導入について、検討した。また、管理経費の抑制を図るため、非常勤職員の50%削減目標を決定し、次年度から年次計画で削減することを決定し、各課における非常勤職員のより効率的な配置案を決定した。</p>
<p>2. 節約意識の向上のための啓発活動を実施する。</p>	<p>2. 節約意識の向上のための啓発活動を実施する。</p> <p>1) 経費節約の指針を作成し、抑制意識を高め、節約に努める。</p>	<p>1) 前年度からの取り組みの継続と、より一層の節約意識の向上を図るため、中期目標・中期計画期間中の6年間で6%の一般管理経費抑制を目指す、新たな「中期計画を踏まえた管理経費抑制計画」を作成した。啓発活動として、各学部の掲示板、主な教室の出入口にポスターを貼り、節電の励行の徹底を図った。具体的な取組については、購読新聞、雑誌の見直し・取り止め、加除式の規定集等の購読の廃止、個々人単位として、小まめな電灯の消灯、冷暖房の設定温度の遵守等に努めた。また、大塚宿舍を整備し、外国からの研究者、国内の研究者の宿泊施設として、資産の有効活用を行った。</p>
<p>3. 設備機器の新設や更新時に、省エネ型機器を導入する。</p>	<p>3. 設備機器の新設や更新時に、省エネ型機器を導入する。</p>	<p>前年度に引き続き、カタログデータなどに注意し、購入時に省エネ型機器、環境に配慮された機器の導入を推進した。具体的には、生活科学部棟改修期工事、大学講堂の空調機設備新設工事に伴い省エネ機器である高効率照明器具に取替、廊下・便所に熱感自動センサー(不必要時の消灯)の取付、便所に換気扇のタイマー(不必要時の停止)の取付、メンテナンス間隔が長く、かつ、省エネ機能を持つGHP(ガスヒートポンプエアコン)を導入した。</p>
<p>4. 夏休み一定期間の大学業務停止などを検討する。</p>	<p>4. 夏休み一定期間の大学業務停止などを検討する。</p>	<p>理学部において、夏休みの一定期間の業務停止を奨励した。事務局では、大学業務停止を次年度に試行するためにアンケート調査を実施し、業務日程の見直しなどを行った。</p>
<p>5. ペーパーレス化を図る。</p>	<p>5. ペーパーレス化について検討を行う。</p>	<p>全教職員への情報提供については、学内メールマガジン「Ocha Mail」を活用し、事務局職員間ではさらにグループウェア「サイボウズ」の掲示板機能や連絡機能、スケジュール管理機能等を活用し、ペーパーレス化に努めた。個々の取組としては、業務において作成する書類については、両面コピー及び裏紙の利用を励行した他、会議の開催通知や議事要旨等については、電子ファイルにてメール配信を行った。また、会議資料の厳選に努め、会議時の回覧のみで済む性質の資料は回覧のみとし、過去に配付した</p>

		事のある分量の多い資料については、2度以上の配付をせずに、持参するよう努めた。
施設設備費の抑制に関する具体的方策 1. 電気・ガス・給排水等の主要設備について、日常点検、法的点検、オーバーホール等を行い主要設備機器の経費軽減を図る。	施設設備費の抑制に関する具体的方策 1. 電気・ガス・給排水等の主要設備について、日常点検、法的点検、オーバーホール等を行い主要設備機器の経費軽減を図る。	主要設備の各部品をストックしておき、法定点検・巡視点検時に部品を交換することにより、故障を未然に防ぎ、安全対策と長寿命化を図り、トータルの修繕費・維持費の抑制に努めた。
2. 主要設備機器の各系統を整理し、効率的な運用を図る。	2. 主要設備機器の各系統を整理し、効率的な運用を図る。	主要設備機器の運転状況(稼働率)を調査し、受変電設備においては高圧系統を整理し、負荷の平準・効率化を図った。暖房設備においては建物改修による暖房面積の減少に伴い、暖房用ボイラーの運転台数を3台並列運転から2台並列ローテーション運転にし、運転効率を上げた。また真空ポンプの運転台数を減らしてランニングコスト及び維持費の縮減を図った。

3. 資産の運用管理の改善に関する目標

中期目標	大学が所有する外部研究資金等の資産の安定的な運用に努める。 大学の施設について、点検・評価を行い、施設・設備の有効活用の促進を図り、適切な維持管理を行う。
------	--

中期計画	年度計画	計画の進行状況
資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策 1. 外部研究資金等の安全確実な運用管理を行うための体制を整備する。	資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策 1. 外部研究資金等の安全確実な運用管理を行うための体制を整備する。	平成17年4月のペイオフ全面解禁に対応し、東京三菱銀行(現三菱東京UFJ銀行)に開設の各口座を「決裁専用無利息型」に変更し、研究資金等の安全確実な運用体制を整備した。
2. 大学の既存施設の点検調査を継続的に実施し、固定的な施設利用形態から、弾力的な施設利用形態へ意識転換を更に促し、資産の有効活用を図る。	2. 大学の既存施設の点検調査を継続的に実施し、固定的な施設利用形態から、弾力的な施設利用形態へ意識転換を更に促し、資産の有効活用を図る。	資産の有効活用を図るため、各施設の現状の利用状況を点検調査により把握し、利用効率が悪い部屋については他用途への転換を行った。実績として、旧RI実験室内貯蔵室、廃棄物保管庫を特別保管庫に転用した他、大塚宿舎を整備し、外国からの研究者、国内の研究者の宿泊施設として、資産の有効活用を行った。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供

1. 評価の充実に関する実施状況

中期目標	1. 全学及び各学部、大学院、センター、附属学校等各組織において自己点検・評価を行う。 2. 全学で統一した自己点検・評価項目を整備し、教育研究及び組織の運営に関する評価システムの構築を目指す。 3. 第三者評価及び学位授与機構等の外部評価を受け、各組織の運営の改善
------	---

中期計画 に関する具体的方策	年度計画 に関する具体的方策	計画の進行状況 活動評価要綱を策定した。「年度計画評価シ-
自己点検・評価の改善 1. 自己点検・評価項目、評価方法は、各組織の自己点検・評価委員会で原案を作成し、その原案について総合評価室で理系・文系の事情を考慮しつつ審議して評価基準を作成する。	自己点検・評価の改善に関する 1. 評価指針のもとに、部局等評価要綱の作成を進め、また同時に全学評価要綱、教員個人活動評価要綱を策定し、全学 部局 個人の各次元における有機的な評価システムの構築を進める。	評価指針のもとに、部局別評価要綱及び個人活動評価要綱を策定した。「年度計画評価シート」を作成し、それらをあわせて全学評価とする仕組みを構築した。これにより全学 部局 個人の各次元における有機的な評価システムが完成を見た。 また、個人活動評価にも用いるため、各教員に対して、「教員活動状況データベース」へのデータ入力を行わせた。
評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策 1. 総合評価室で各学部、大学院等から上がってきた自己点検・評価を総括し、その結果を大学運営に反映させるシステムの構築を図る。	評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策 1. 評価結果の公表、運営へのフィードバックのあり方に関して、効率的なシステム構築を検討する。	部局別評価要綱、個人活動評価要綱を定め、評価結果の公表と運営へのフィードバックに関してシステムを構築した。
2. 教員個人の教育研究業績、授業評価、社会貢献、大学運営への貢献等について評価システムを構築し、本人及び学部・学科等の運営改善に役立たせる。	2. 教員個人の教育研究業績、授業評価、社会貢献、大学運営への貢献等について評価システムを構築し、本人及び学部・学科等の運営改善に役立たせる。	個人活動評価要綱を定め、各教員について、教育研究業績（授業評価を含む）、社会貢献、大学運営への貢献の4領域について個別に、かつ総合的に評価するシステムを構築した。評価結果は、個々の教員に返した上で、自己評価書を作成する設計とした。自己評価書は、学長、部局長等に提出し、大学・部局運営に用いる。なお各教員について教育研究等活動状況報告書を自動作成し、ウェブ上で公表することにより、学内的にも運営改善の検討に資するデータとなる。

2. 情報公開等の推進に関する実施状況

中期目標	1. 情報推進室のもと総合情報処理センターで情報のデータベース化、情報の一元管理を行い、窓口の一本化を図る。また、広報活動を強化して、情報の健全な活用・推進を図る。 2. 情報公開に伴う紛争防止策を推進する。
------	---

中期計画	年度計画	計画の進行状況
大学情報の公開、提供及び広報に関する具体的方策 1. 情報の発信窓口を一つにし、社会との接点を明確にする。	大学情報の公開、提供及び広報に関する具体的方策 1. 情報の発信窓口を一つにし、社会との接点を明確にする。	大学内の情報を企画広報課に集約し、外部からの問い合わせ等の窓口も一本化し、マスコミやホームページを通じて広報を行うこととした。これに伴い、個人情報保護法や情報公開法に対処するための規程の整備も行った。
2. 広報に学生も参加させ、広報誌、ホームページ等を広い視野で編	2. 広報に学生も参加させ、広報誌、ホームページ等を広い視野で編集し、大学の活動を	本学の広報誌である「Tea Times」14号では、総ページ12Pの3分の1を大学祭実行委員会広報局に編集権を委譲し、企画編集に全面参加さ

集し、大学の活動を広く一般に知らせる。	広く一般に知らせる	せた。このことにより、教員だけの企画よりもカラフルで活気があふれ、学園祭の内容がよりよく伝えられた。また、本学のホームページが日経BBで11位にランキングされた。
3. マスメディアで活躍する卒業生の組織作りを行い、大学の広報媒体の拡大を図る。	3. マスメディアで活躍する卒業生の組織作りを行い、大学の広報媒体の拡大を図る。	経営協議会の委員として、新聞社勤務の卒業生を任命し、他のマスコミで働く卒業生にも、大学の各種行事の案内、ポスターや記事を送付し、マスコミ誌等への掲載を依頼し、大学の広報媒体の拡大を図った。
4. 各種情報、入試、教育研究活動、公開講座等のデータベース化を図る。	4. 各種情報、入試、教育研究活動、公開講座等のデータベース化を進める。	電子事務処理システム（人事・会計・教務・ホームページ・教員活動データベース・薬品管理・グループウェア・法規・入試・保健管理）を統合して管理する方法を図った。他に、入学試験過去問題のホームページへの記載、国際教育センター、開発途上国女子教育協力センターなどの活動状況に関する各種の報告書の刊行などを通じて、入試情報、国際交流に関する情報、研究者情報等に係るデータの公開に積極的に努めた。それらのいくつかは、ホームページ上に掲載し、ネットでのアクセスも可能となるよう作業を進めた。
情報公開活動における紛争防止等に関する具体的方策 1. 大学と企業等との紛争を防止するため、社会連携・広報推進室、情報推進室でウェブページ等の規程整備を図る。	情報公開活動における紛争防止等に関する具体的方策 1. 大学と企業等との紛争を防止するため、社会連携・広報推進室、情報推進室でウェブページ等の規程整備を図る。	「お茶の水女子大学ホームページ運営委員会」において、「お茶の水女子大学ウェブページ運営規則」を制定して、ウェブページの規程を整備した。大学と企業等との紛争を防止するため、ホームページ委員会と社会連携・広報推進室及び情報推進室で密接に連絡をとり情報交換を行っている。また、全学に「個人情報総括保護管理者」を、各部局に「個人情報保護管理者」並びに「個人情報保護担当者」を設置して、個人情報保護組織を新設した。
	2. 個人情報保護の観点から、情報公開活動、情報セキュリティについて見直しを図る。	個人情報保護への対策として、「個人情報の管理に関する規則」を制定し、個人情報保護組織を新設し、「情報化統括責任者CIO」並びに「情報化統括責任者CIO補佐官」を設置した。入試情報の公開は、これまでの不合格者への開示に加え、平成18年度入試からは、合格者への開示等を、個人情報の保護をしつつ行った。その他、事務局では端末のディスクレス化、専用ファイアウォール導入を行い、セキュリティを強化した。また、保健管理センターでは物理カルテの金庫保存、電子カルテの暗号化、専用遮蔽回線化を行った。ネット上での情報公開にあたっては、個人情報の管理に万全を期した。

・その他の業務運営に関する重要事項

1. 施設設備の整備等に関する実施状況

中期目標	1. 本学の施設整備の長期計画及び緊急5ヶ年整備計画に基づく整備を推進する。 2. 既存施設の有効活用及び施設の維持管理体制を確立する。 3. 大学キャンパスの環境形成を推進する。
------	--

中期計画	年度計画	計画の進行状況
<p>本学の施設整備の長期計画及び緊急5ヶ年整備計画に基づく整備の措置</p> <p>1. 長期計画と緊急5ヶ年整備計画について、中期目標期間中に達成すべき計画を策定しなおし、整備を推進する。</p>	<p>本学の施設整備の長期計画及び緊急5ヶ年整備計画に基づく整備の措置</p> <p>1. 長期計画と緊急5ヶ年整備計画について、中期目標期間中に達成すべき計画の整備を推進する。</p>	<p>今年度は大学創立130周年記念の徽音堂（大学講堂）施設整備等募金により、空調設備の整備を行った。その自助努力が評価され、大学講堂の改修整備計画の予算要求が採択され、改修に着手した。（平成18年9月に完成予定）</p>
<p>施設設備等を整備するための財政措置の検討</p> <p>1. PFI（民間資金等活用事業）等の新たな財政手法の導入を検討する。</p>	<p>施設設備等を整備するための財政措置の検討</p> <p>1. PFI（民間資金等活用事業）等の新たな財政手法の導入を検討する。</p>	<p>PFIを利用した施設整備については、先行して行っている国立大学法人の実態・手続等を調査するために、職員を派遣して情報収集に努めた。また、今後の導入に向け、土地・建物の規模、参入企業の有無等、事業としての導入可能性を検討した。</p>
<p>キャンパスの施設設備の整備及び施設有効活用を達成するための措置</p> <p>1. 既施設の改修等による有効利用と教育研究の変化に応じたスペースの再配分を行う。</p>	<p>キャンパスの施設設備の整備及び施設有効活用を達成するための措置</p> <p>1. 既施設の改修等による有効利用と教育研究の変化に応じたスペースの再配分を行う。</p>	<p>生活科学部本館の期改修工事が竣工し、今年度末に事務局の一部を、改修後の同館に移転した。事務局移転後のスペースには、現在学内に点在している、教育研究施設（センター）に再配分し、教育と研究のさらなる質的向上に資することとする他、学生サービス（入学前から卒業後も含めて）の中心的部門・拠点として再開発を図ることとした。</p>
<p>2. 実験設備の共有化促進の検討する。</p>	<p>2. 実験設備の共有化促進の検討をする</p>	<p>実験設備共有化促進のため、旧RI実験室内貯蔵室、廃棄物保管庫を改修し学内共通の特別保管庫に転用した。</p>
<p>3. 施設設備に関する定期の点検評価の実施及びFM（施設管理マネジメント）の活用を検討する。</p>	<p>3. 施設設備に関する定期の点検評価の実施及びFM（施設管理マネジメント）の活用を検討する。</p>	<p>前年度の施設再調査に伴う、大学設置基準による学部・大学院施設面積比較、学部・大学院施設保有面積表、講義室等の使用状況調査の資料を元に、共通講義棟3号館の5階（約80㎡）、人間文化研究科棟5階（約56㎡）の施設で利用効率の低い研究室を、利用形態を変更して学内共同教育研究施設とした。また、FMシステムについては、建物改修履歴を作成して検索・閲覧に有効活用している。</p>
<p>施設設備の経年劣化に対応する整備</p> <p>1. 経年劣化した施設設備の安全対策等及び運転システムの表示ラベル化の策定を実施する。</p>	<p>施設設備の経年劣化に対応する整備</p> <p>1. 経年劣化した施設設備の安全対策等及び運転システムの表示ラベル化の策定を実施する。</p>	<p>主要設備機器に表示ラベルを設置し、巡回点検時にオーバーホール時期等を確認して施設設備の安全対策と事故防止に努めた。</p>
<p>キャンパスの環境形成の推進目標を達成するための措置</p> <p>1. 都市の中で緑地、高木の多い構内環境を確保し、育成を含めた屋外環境等の維持保全等を行い、景観に対応した整備を図る。</p>	<p>キャンパスの環境形成の推進目標を達成するための措置</p> <p>1. 都市の中で緑地、高木の多い構内環境を確保し、育成を含めた屋外環境等の維持保全等を行い、景観に対応した整備を図る。</p>	<p>より良いキャンパス内の環境・景観を目指し、樹木の植栽、枝払い等の剪定計画を作成し、実施した他、キャンパス内の樹木の名札の取付け、枯枝処理を行った。</p>

2. 歴史的建造物の適切な管理、保存整備を図る。	2. 歴史的建造物の適切な管理、保存整備を図る。 1) 特に大学講堂の改修をはじめ、その徹底を図る。	1) 大学講堂の管理・保存整備のため、空調設備を整備した。また、本学の大学講堂・生活科学部本館(昭和7年竣工)は学内外から高い評価を得ている歴史的建造物であるので、建設当時の外装や内部の景観を継承した保存整備を行った他、1階にある建設当時の暖炉を資料展示室内の一角に残して保存を図った。
3. 学生支援施設の充実に努める。	3. 学生支援施設の充実に努める。	実施事項として、生活科学部棟改修期工事にて、アメニティー向上のため中庭を整備、学生からの要望が強かった老朽化したトイレの改修、学生会館大集会室の床張替え、課外活動共用施設、課外活動団体談話室等へのエアコンの設置等を行い、学習環境の充実に努めた。
4. その他 1) 身障者対策の施設・設備の整備を図る。	4. その他 1) 身障者対策の施設・設備の整備を図る。	1) 構内点字シートの補修整備を行い、身障者トイレの整備、歩行道路の段差解消・水溜りの解消・急傾斜路への手摺りの設置等の身障者対策を更に充実させた。
2) 既存施設設備等の現状把握を行い、資源の再利用等省エネルギー対策に努める。	2) 既存施設設備等の現状把握を行い、資源の再利用等省エネルギー対策に努める。	2) 主要設備機器の撤去時に再利用が可能か調査を行い、さらに資源の再利用に努めていた。具体的には、生活科学部棟改修期工事において伐採した樹木をチップ化し、資源の再利用、同工事による、既存品空調機・洗面器等の再利用等を行った。

2. 安全管理に関する実施状況

中期目標	1. 労働安全衛生法に基づく安全管理の体制の整備・構築を図る。 2. 災害時における危機管理体制の構築及び学内における防犯対策の充実に努める。
------	--

中期計画	年度計画	計画の進行状況
労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策 1. 安全管理の目的を達成するため、全学的な委員会を設置する。	労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策 (16年度に実施済みのため、17年度は年度計画なし)	
2. 委員会においては、労働安全衛生法など関係法規に基づき安全管理体制の実態の把握や具体的な対策と措置を検討する。	1. 委員会においては、労働安全衛生法など関係法規に基づき安全管理体制の実態の把握や具体的な対策と措置を検討する。	作業場等の巡視、実験室の作業環境測定を定期的実施し、また、安全衛生管理チェックシートの見直しや転倒防止対策を進めた。
3. 学生・生徒及び教職員に、安全管理のための周知徹底を図る。	2. 学生・生徒及び教職員に、安全管理のための周知徹底を図る。	教職員については、安全衛生管理チェックシートを各部署の学科長等を通じて配付し、周知を図った。学生に対しては、安全対策マニュアルを学部新生全員に配付した他、サークル代表者会議、リーダーズ研修等で安全管理、事故

		防止について、サークルを通じての周知を行った。
4 . 教育研究活動と施設や設備等に起因して学生・生徒、教職員、入構者や地域住民などに被害をもたらした場合に補償を行うため、保険制度の検討を行う。	3 . 教育研究活動と施設や設備等に起因して学生・生徒、教職員、入構者や地域住民などに被害をもたらした場合に補償を行うため、さらに充実した保険制度の検討を行う。	国立大学法人総合損害保険のメニュー拡大に伴い、保険を一元化することで保険料の圧縮に努めるとともに、保障内容の検証や保険不適合の部分の発見や対応について、他の国立大学法人の事例等を参考にしつつ定期的に検証し、必要と認められる場合には、積極的に新規加入した。
災害時の安全対策及び学内における防犯対策に関する具体的方策 1 . 災害発生時対応マニュアル等、危機管理に対するマニュアルを整備する。	災害時の安全対策及び学内における防犯対策に関する具体的方策 1 . 災害発生時対応マニュアル等、危機管理に対するマニュアルを整備する。	「防犯」、「防火」、「地震」、「安否確認」と項目別に教職員が取るべき行動パターンを、平日、夜間、休日とに分けてフロー化した「危機管理マニュアル」を作成し、本学の教職員が常時行動できるよう2冊(職場・自宅)ずつ配付した。また、非常勤講師に対して、大地震発生時における学生への避難誘導等の協力要請をしたことで、全学的な対応を行なうことが可能となった。
2 . 災害時における学生・生徒、教職員の安否把握システムを構築する。	2 . 災害時における学生・生徒、教職員の安否把握システムについて、継続して検討する。	「危機管理マニュアル」の中に、安否把握システムとして、教職員が取るべき行動パターンのフロー化、学生・生徒・教職員の安否確認連絡先の掲載、災害発生時における安否確認班を設けることで、安否確認体制の構築を行なった。また、安否確認用のハガキを作成し、安否確認体制の強化を行なった。
3 . 災害等により建物等が損傷しないための耐震補強及び安全管理に関する安全設備の保全に努める。	3 . 災害等により建物等が損傷しないための耐震補強及び安全管理に関する安全設備の保全に努める。	建物の耐震化向上のため生活科学部棟改修期工事において、耐震補強を行った。学内の安全管理に関して、定期的に巡視し危険箇所を確認するとともに、安全対策として、附属中学校教室に転落防止用網戸の取付、構内各所の段差部分に転落防止用の手摺の取付、地震、台風等の自然災害時の施設点検、既設エレベーターの地震管制運転装置の取付、薄暗い廊下や庭に照明増設等を行った。
4 . キャンパス内の施設に関連する防犯対策の現状調査及び保全追加の措置を図るとともに、防犯に対する配慮の検討を行う。	4 . キャンパス内の施設に関連する防犯対策の見直しと、防犯体制の強化を図る。	安全性の観点から、附属幼稚園外周フェンス上部に不審者等の防犯として「忍び返し」の取付け、外灯の日常点検及びランプ交換、外灯周りの樹木の枝払いの実施、生活科学部棟改修期工事において、全ての鍵を防犯性の高いものに交換、大学本部棟に入退館システムの導入、総合情報処理センター(事務用サーバーの設置場所)の入退館システムの強化(指紋認証)などの防犯対策を行った。
5 . 広域避難場所として、地域住民の安全確保等を地方自治体と連携して行う。	5 . 広域避難場所として、地域住民の安全確保等を地方自治体と連携して行う。	本学が広域避難場所に指定されていることに鑑み、今年度より文京区と定例的に防災に関する打合せを行い、本学と文京区が災害時における相互協力に関する協定を結ぶことで合意した。また、避難住民に対する施設の提供や、備蓄物資に係る費用等について、調査・検討を行った。
6 . 危機管理意識の高揚を図る。	6 . 危機管理意識の高揚を図る。	実際の建物や教職員の配置等を考慮した、より現実的な防災体制の再編成を行うとともに、新たに発行した「危機管理マニュアル」をもとに、全教職員を対象に説明会を実施した後、総

		<p>合防災訓練を行なった。また、文京区と協力して、教職員・学生等を対象とした「防災」をテーマとする講習会を、本学において実施することについて、検討を行い、防災に対する意識の高揚を図った。</p>
--	--	--

・予算(人件費見積含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予 算

(単位:百万円)

区 分	予算額	決算額	差 額 (決算-予算)
収 入			
運営費交付金	4,518	4,605	87
施設整備費補助金	683	692	9
船舶建造費補助金	0	0	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	34	101	67
補助金等収入	0	64	64
国立大学財務・経営センター施設費交付金	26	26	0
自己収入	2,082	2,000	82
授業料、入学金及び検定料収入	2,035	1,940	95
附属病院収入	0	0	0
財産処分収入	0	1	1
雑収入	47	58	11
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	238	551	313
長期借入金	0	0	0
貸付回収金	0	0	0
承継剰余金	0	1	1
旧法人承継積立金	0	0	0
目的積立金取崩	0	0	0
計	7,581	8,042	461
支 出			
業務費	5,528	5,494	34
教育研究経費	5,528	5,494	34
診療経費	0	0	0
一般管理費	1,072	873	199
施設整備費	709	718	9
船舶建造費	0	0	0
補助金等	0	64	64
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	238	531	293
貸付金	0	0	0
長期借入金償還金	34	101	67
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0	0	0
計	7,581	7,782	201

2. 人件費

(単位:百万円)

区 分	予算額	決算額	差額 (決算-予算)
人件費(退職手当は除く)	4,641	4,741	100

3. 収支計画

(単位:百万円)

区 分	予算額	決算額	差額 (決算-予算)
費用の部			
経常費用	6,763	7,014	251
業務費	6,311	6,369	58
教育研究経費	1,102	1,024	78
診療経費	0	0	0
受託研究経費等	95	224	129
役員人件費	91	85	6
教員人件費	3,980	4,017	37
職員人件費	1,043	1,020	23
一般管理費	384	453	69
財務費用	0	0	0
雑損	0	1	1
減価償却費	68	190	122
臨時損失	0	5	5
収益の部			
経常収益	6,763	7,049	286
運営費交付金収益	4,423	4,283	140
授業料収益	1,668	1,683	15
入学金収益	253	260	7
検定料収益	78	75	3
附属病院収益	0	0	0
施設費収益	0	96	96
補助金等収益	0	57	57
受託研究費収益	95	240	145
寄附金収益	130	203	73
財務収益	1	0	1
雑益	47	72	25
資産見返運営費交付金等戻入	52	43	9
資産見返補助金等戻入	0	0	0
資産見返寄附金戻入	5	14	9
資産見返物品受贈額戻入	11	22	11
臨時利益	0	3	3
純利益	0	32	32
目的積立金取崩益	0	0	0
総利益	0	32	32

4. 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額	決算額	差 額 (決算-予算)
資金支出	8,138	9,258	1,120
業務活動による支出	6,693	6,422	271
投資活動による支出	854	401	453
財務活動による支出	34	100	66
翌年度への繰越金	557	2,335	1,778
資金収入	8,138	9,258	1,120
業務活動による収入	6,838	7,207	369
運営費交付金による収入	4,518	4,518	0
授業料・入学金及び検定料による収入	2,035	1,937	98
附属病院収入	0	0	0
受託研究等収入	95	243	148
補助金等収入	0	61	61
寄附金収入	143	296	153
その他の収入	47	151	104
投資活動による収入	743	796	53
施設費による収入	743	718	25
その他の収入	0	78	78
財務活動による収入	0	0	0
前年度よりの繰越金	557	1,255	698

. 短期借入金の限度額

該当なし

. 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

該当なし

. 剰余金の使途

該当なし

1. 施設・設備に関する状況

施設・設備の内容	決定額(百万円)	財 源
総合研究棟改修(生活科学部)	総額 718	施設設備費補助金 (692)
総合研究棟改修(生活科学)		船舶建造費補助金 (0)
アスベスト対策		長期借入金 (0)
小規模改修		国立大学財務・経営センター施設費交付金 (26)

計画の実施状況；

- ・総合研究棟改修(生活科学部):平成16年度補正予算繰り越し分、RC3階建て3,750㎡の全面改修を計画どおり実施した。(684百万円)
- ・総合研究棟改修(生活科学):平成17年度補正予算のうち設計委嘱を行った。(5百万円)
- ・アスベスト対策:平成17年度補正予算のうち、アスベスト定性分析・粉塵濃度測定等を行い、緊急性を要する弓道場のアスベスト除去工事を実施した。(3百万円)
- ・小規模改修:営繕事業として各建物のトイレ内装・設備配管等の改修を計画どおり実施した。(26百万円)

2. 人事に関する状況

中期目標・中期計画期間中の3年終了時に人材の評価を実施し、最適なポジションへの配置を検討するために、評価指針に基づき、個人活動評価要綱、部局別評価要綱を作成した。そこから得られた教育、研究、社会貢献、大学運営への貢献などの面の評価を昇給に反映させるシステムを定めた。また、事務職員に対しても役割達成度や職務行動を評価する方式を新たに導入し、勤務の結果に対する適切な処遇を図ることとした。

平成18年度に導入する新たな制度として、一般教員とは別に、特別教育研究経費(競争的資金)で措置された新規プログラムにおいて、その継続期間を限度とした教員の採用制度を定めた。外部資金受入期間を雇用限度とした教員を、「特任教員」として採用する制度を、一般教員とは別に設けた。特に必要と認める者については、「特任教授」「特任助教授」等の呼称を付与することとした。大学教員の勤務の在り方を弾力化すると同時に、人件費の削減に資するものとして、60歳到達時以降において定年を選択できる制度(「選択定年制度」)を定めた。

外国人教師の雇用制度について、財政事情等を考慮した見直しを行い、新たな「外国語教員制度」を設けた。また、学位・業績・能力等が均等の場合は女性採用を優先するという原則を継続しており、平成17年度における新規採用者、採用決定者は、28人中23人であった。

教員の研究支援のためサバティカル制度を実施し、平成17年度は2名が利用した。

また、専門性の高い分野の職員2名を台湾大学及び台湾政治大学に派遣し、アジア地域における先進的な取り組みについて研修を行った。

人事交流のシステムとして、民間経営を学ぶことを目的とした人材養成研修制度について、日本女子大学と相互派遣制度を構築、協定の締結を行い、平成18年4月から実施することとした。

人件費削減に係る取り組みについては、「行政改革の重要方針」において示された総人件費改革の実行計画を踏まえた人件費削減の取組を行うこととし、平成18年度から平成21年度までの間に、概ね4%の人件費の削減を図ることとした。

さらに、非常勤職員についても、見直しを行い、新たな配置方針を策定し、平成18年度から平成21年度までの4年間で、平成17年度執行額の半減を目指すこととした。

2. 運営費交付金債務及び当期振替額の明細

(1)運営費交付金債務の増減額の明細

(単位:百万円)

交付年度	期首残高	交付金 当期交付額	当期振替額				期末残高
			運営費交 付金収益	資産見返運 営費交付金	資本 剰余金	小計	
平成16年度	87	-	87	-	-	87	-
平成17年度	-	4,518	4,195	133	-	4,329	188
合計	87	4,518	4,283	133	-	4,416	188

(2) 運営費交付金債務の当期振替額の明細

① 平成16年度交付分

(単位: 百万円)

区分		金額	内訳
費用進行基準による振替額	運営費交付金収益	87	①費用進行基準を採用した事業等:退職手当 ②ア) 損益計算書上に計上した費用の額: 87 (人件費: 87) ③運営費交付金の振替額の積算根拠 業務進行に伴い支出した運営費交付金債務 87を収益化
	資産見返運営費交付金	0	
	資本剰余金	0	
	計	87	
合計		87	

② 平成17年度交付分

(単位: 百万円)

区分		金額	内訳
成果進行基準による振替額	運営費交付金収益	61	①成果進行基準を採用した事業等: 教育改革、連携融合事業、国費留学生経費 ②ア) 損益計算書上に計上した費用の額: 73 (教育改革: 34、連携融合事業: 33、国費留学生経費5) イ) 固定資産の取得額: 研究機器11 ③運営費交付金の振替額の積算根拠 教育改革、連携融合事業については、十分な成果をあげたことからほぼ全額を収益化。執行算については翌事業年度以降に使用予定。 国費留学生計費については、予定した在籍者数に満たなかったため、当該未達分を除いた5百万円を収益化。
	資産見返運営費交付金	11	
	資本剰余金	0	
	計	73	
期間進行基準による振替額	運営費交付金収益	3,756	①期間進行基準を採用した事業等: 成果進行基準及び費用進行基準を採用した業務以外のすべての業務 ②ア) 損益計算書上に計上した費用の額: 3,756 建物741、構築物14 ③運営費交付金の振替額の積算根拠 学生収容定員が一定数(85%)を満たしていたため、期間進行業務に係る運営費交付金債務を全額収益化。
	資産見返運営費交付金	121	
	資本剰余金	0	
	計	3,877	
費用進行基準による振替額	運営費交付金収益	378	①費用進行基準を採用した事業等: 退職手当、土地借料、学校災害共済掛金 ②ア) 損益計算書上に計上した費用の額: 378 (人件費: 378) ③運営費交付金の振替額の積算根拠 業務進行に伴い支出した運営費交付金債務 378を収益化
	資産見返運営費交付金	0	
	資本剰余金	0	
	計	378	
国立大学法人会計基準 第77第3項による振替額		0	該当なし
合計		4,329	

(3) 運営費交付金債務残高の明細

(単位: 百万円)

交付年度	運営費交付金債務残高	残高の発生理由及び収益化等の計画
17年度	成果進行基準を採用した業務に係る分	1 教育改革 ・執行残は翌事業年度以降に使用予定 連携融合事業 ・執行残は翌事業年度以降に使用予定
	期間進行基準を採用した業務に係る分	0 該当なし
	費用進行基準を採用した業務に係る分	187 退職手当 ・執行残は翌事業年度以降に使用予定 休職者給与 ・執行残は全額国庫納付予定 土地借料 ・執行残は全額国庫納付予定
	計	188

・ 関連会社及び関連公益法人等

1. 特定関連会社

該当なし

2. 関連会社

該当なし

3. 関連公益法人

関連公益法人等名	代 表 者 名
財団法人 生和会	理 事 長 米 田 俊 彦
特定非営利法人 お茶の水事業会	理 事 長 平 野 由 紀 子